

平成25年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成25年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月25日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第60号～議案第67号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第80号～議案第93号一括上程	20
提案理由説明	20
議案第80号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	32
議案第81号～議案第93号（質疑，委員会付託）	33
新たに受理した請願1件及び陳情2件一括上程（委員会付託）	33
散 会	33
12月11日	
議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定による出席者	35
職務のため出席した事務局職員	36
開議	37
会議録署名議員の指名	37
一般質問	37
高 田 チヨ子 議員	37
1. 安心・安全な生活のために	
2. 学童保育について	
前之園 正 和 議員	43

1. 政治姿勢について	
2. 市長・副市長等について	
3. 国保税について	
4. 子ども医療費助成について	
5. 住宅リフォーム助成制度について	
井元伸明議員	57
1. 松食虫対策と被害状況について	
2. 鳥獣被害について	
3. 指宿市結婚相談設置について	
4. なのはな館について	
5. コミュニティ事業設置について	
六反園弘議員	70
1. 学童保育について	
2. 松尾城跡の整備について	
3. 「変える勇気・変わる勇気」について	
散会	80

12月18日

議事日程	82
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定による出席者	83
職務のため出席した事務局職員	84
開議	85
会議録署名議員の指名	85
議案第81号～議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決）	85
議案第84号及び議案第85号（委員長報告，質疑，討論，表決）	87
議案第86号（委員長報告，質疑，討論，表決）	88
議案第87号（委員長報告，質疑，討論，表決）	89
議案第88号～議案第90号（委員長報告，質疑，討論，表決）	95
議案第91号～議案第93号（委員長報告，質疑，討論，表決）	96
審査を終了した陳情1件（委員長報告，質疑，討論，表決）	98
閉会中の継続審査について	98
議案第94号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	99
決議案第1号上程	100
提案理由説明	100
決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	101
議員派遣の件	103

議長あいさつ .....	103
市長あいさつ .....	104
閉議及び閉会 .....	104

平成25年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月25日～12月18日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月25日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第60号～議案第67号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・議案第80号～議案第93号一括上程 (議案説明)</li> <li>・議案第80号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・議案第81号～議案第93号 (質疑, 委員会付託)</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程 (委員会付託)</li> </ul>
26日	火	休 会	一般質問の通告限 (12時)
27日	水	〃	
28日	木	〃	総務水道委員会 (10時開会)
29日	金	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
30日	土	〃	
12月1日	日	〃	
2日	月	〃	産業建設委員会 (10時開会)
3日	火	〃	
4日	水	〃	
5日	木	〃	
6日	金	〃	
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	
10日	火	〃	
11日	水	本会議	・一般質問
12日	木	休 会	
13日	金	〃	
14日	土	〃	
15日	日	〃	
16日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)
17日	火	〃	
18日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案81号～議案第93号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"><li>・閉会中の継続審査について（請願第2号，陳情第6号）</li><li>・議案第94号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）</li><li>・決議案第1号上程（説明）</li><li>・決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li><li>・議員派遣の件</li><li>・議長あいさつ</li><li>・市長あいさつ</li></ul>
--	--	---

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年11月25日午前10時00分



### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第61号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第62号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第63号 平成24年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第64号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第65号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第66号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第67号 平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第80号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第81号 指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第82号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第83号 指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第15 議案第84号 指宿市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第16 議案第85号 指宿市社会教育委員条例の一部改正について
- 日程第17 議案第86号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第87号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

て

- 日程第19 議案第88号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第89号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第90号 平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第91号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第92号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第93号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 新たに受理した 請願及び陳情の上程（請願第2号，陳情第6号・第7号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10番議員	中 村 洋 幸
11番議員	前之園 正 和	12番議員	物 袋 昭 弘
13番議員	前 原 六 則	14番議員	福 永 徳 郎
15番議員	新川床 金 春	16番議員	六反園 弘
17番議員	前 田 猛	18番議員	大 保 三 郎
19番議員	下柳田 賢 次	21番議員	松 下 喜久雄
22番議員	森 時 徳		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	野口義幸	産業振興部長	高野重夫
農政部長	池増広行	建設部長	三窪義孝
教育部長	濱田悟	山川支所長	森健一
開聞支所長	下吉耕一	建設部参与	上谷修
総務課長	廣森敏幸	財政課長	中村孝
長寿介護課長	大久保成人	商工水産課長	中村俊治
水道課長	永吉道博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

**△ 開会及び開議**

開議 午前10時15分

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成25年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

○議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月18日までの24日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月18日までの24日間と決定いたしました。

**△ 議案第60号～議案第67号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第60号、平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第67号、平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についてまでの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（中村洋幸） おはようございます。皆さん、ご苦労さまでございます。報告に1時間ぐらい掛かるとお思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、決算特別委員会に付託されました、議案第60号、平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第67号、平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案について、10月16日から10月22日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

本委員会は、審査にあたり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、監査委員が指摘した事項について、執行部は反省し、改善がなされたかどうか、執行効果が上がり、住民

の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、指宿市十二町海岸通り線橋梁架替工事、急傾斜地崩壊対策事業など、6か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。その結果、議案第60号から議案第66号までの7議案及び議案第67号のうち、平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議案第67号のうち、剰余金処分は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について議案ごとに申し上げます。

議案第60号、平成24年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

農業委員会委員の選挙事務で無投票ということでしたが、報酬を払っているようです。これはどういう形で払ったのかとの質疑に対し、無投票になるか、ならないかは、立候補を受付当日の締め切りまで待たなければなりませんので、立候補受付立会の選挙管理委員の委員報酬ですとの答弁でした。

次に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の備品購入費は、読取機の購入ということでしたが、読取機は何台で、今後、国政選挙にも使える機械なのかとの質疑に対し、購入した読取機は1台で、15人程度を分類できるものを購入しています。今後の選挙でも分類が可能ですので、活用していきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

職員福利厚生の中で、長時間労働者の面接指導が7名とありますが、これはどんな内容だったのかとの質疑に対し、1か月の時間外が60時間を超える者については、その職員の希望による面接、100時間を超える者については、強制的に産業医の面接を受け、健康状態等をチェックし、精神的な病に陥らないよう指導を行っているところですよとの答弁でした。

意見として。職員採用の外部面接官は必要ないと思います。税金の使い方を真摯に考えて、必要などころに使っていただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

指宿船員保険保養所跡地の利用で、土地購入費が幾らで、建物の解体費が幾らになっているのかとの質疑に対し、土地購入費が1,702万3,551円で、建物の解体費が3,800万円ほどになっていますとの答弁でした。

次に、定住促進対策事業の実績として、山川と今和泉で合わせて2件ということで、Iターンだけを対象にしていますが、今後もこの事業はIターン者だけに継続されていくのかとの質疑に対し、27年度に改正を予定していますので、それに併せて対象地域とか、Iターン・Uターンも含めて検討をしていきたいとの答弁でした。

意見として。定住促進事業は人口を増やすために必要な事業だと思いますので、利用者が

少なくとも次の事業見直しには、いい方向でやっていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について申し上げます。

ふるさと納税一般寄附金に、35人の方が寄附をしていただいたということでしたが、金額的にはどれぐらいの範囲なのかとの質疑に対し、一番多い方で100万円、そして50万円、17万円で、1万円から5万円ぐらいが多い寄附者になっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について申し上げます。

防災計画は速やかに見直しをしなければならないとなっておりますが、これまで防災会議が行われずに、見直しもされてないということは問題ではないのかとの質疑に対し、時代に即応した地域防災計画となるよう修正をする予定でしたが、津波高や被害想定といった詳細な資料が手に入らなかったことから、県の地域防災計画の修正がなされ公表された後、指宿市の地域防災計画も修正、見直しをしていかなければならないと思っているところでの答弁でした。

次に、交通安全施設整備事業が満額使われていますが、要望があってできなかった件数がどれぐらいあるのかとの質疑に対し、交通安全施設の整備については、地区や各学校のスクールゾーン委員会等から出された要望に基づいて整備を行っておりますが、完全に要望どおりにはできていない状況ですとの答弁でした。

意見として。市民の生命と財産を守るために、消防団員の欠員を補充していただきたい。また、スクールゾーンの危険箇所は早急に対応していただきたいというものと、交通安全対策として、区画線は特に要望を出してから実行されるまでの期間が長すぎるので、なるべく早くできるように工夫していただきたい。また、反射鏡に関しても同じで、交通事故、生命に関わることなので、要望が来たら遅くても1か月以内に執行できるような予算編成の仕方を工夫していただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

24年度指宿市へ行政視察に来られた市町村は何件ありましたかとの質疑に対し、24年度は全部で43件ありましたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

指宿市は三つの奨学金制度がありますが、この奨学金を申請して活用されている方は何名ぐらいいるのかとの質疑に対し、平成24年度、指宿市奨学資金は大学生が5名、高専・高校生が1名です。大重岩崎奨学資金は大学生が4名、新小田奨学資金は9名ですとの答弁でした。

耐震診断をした場合に、どれぐらいの震度に耐える状況なのかとの質疑に対し、耐震診断でI S値7以上、震度で言えば6に耐えるように補強していくことにしていますとの答弁でし

た。

次に、遺跡確認調査は松尾城という説明がありました。どのような内容で、今後、どのようにしていく計画なのかとの質疑に対し、松尾城は明確な史跡の状況が把握されていないということで、まず、24年度から縄張りの調査をし、縄張り図を作成しました。今後、城跡としてほかの山城と比較し、どういう特徴があるのか、どこが一番重要な施設か、歴史的にどうなのかという調査を進めます。そして、しかるべき時期になったら発掘調査をし、遺跡として価値が確認できたら、今後、市としてどうするか検討します。現在、市の指定史跡になっておりますが、県の指定史跡に該当するのか、あるいは、国の史跡に該当するのか、そういう調査を今後進めていくということになりますとの答弁でした。

学校の耐震化の進捗はどれぐらいかとの質疑に対し、平成24年度末で小学校が90.91%、中学校が83.87%、全体で88.0%の進捗率ですとの答弁でした。

意見として。学校環境の中で害虫駆除蔓延防止があるが、やはり予算は確保して、子供たちの教育環境を良くしていただきたい。また、特別支援が必要な子供が学校に一人でもいたら、その学校に支援員を一人配置するようになっていただきたいというものと、指宿商業高校の非常勤講師の、1週間に1時間の語学学習では不十分だと思います。せめて週に3時間から4時間必要ではないかと思しますので、是非検討をしていただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について申し上げます。

開聞そうめん夏祭りは、1万1千名参加があったとなっているが、このカウントはどのようにしているのかとの質疑に対し、カウントについては対前年度のお客さんの入り、今年度の入り、人口の状況、イベント内容で判断をしているとの答弁でした。

観光振興基金を取り崩した3,376万163円は、どのように使われているのかとの質疑に対し、観光振興基金の取り崩しについては、イベント対策事業と各種協議会と負担金への充当が主なものになりますとの答弁でした。

意見として。観光振興のため、いろいろな旅費を組んでキャンペーンをしているが、姉妹都市の周辺でもっと観光PRをして、指宿に来るお客さんを増やしていただきたいというものと、台湾から客が増えていますので、北京語ができる方を案内所に置いていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

カツオの水揚げ奨励金は58隻ということで、冷凍庫の効果も合せて、随分増えたという感じがするが、過去と比較して増えているのかとの質疑に対し、過去は船待ちをせざるを得ないケースがあり、枕崎に行くということもあったようです。23年度が31隻ですので、27隻増えていますとの答弁でした。

生活交通路線維持費補助金は、営業費用の55%に満たなかったということで、1路線に129

万円補助を出しているということですが、その他の5路線はどこを走っている路線かとの質疑に対し、指宿駅から池田湖経由で開聞駅に回る乗ったり降りたりのバスが1路線、なのはな館から指宿駅を経由して東大川の方向に行く路線、指宿駅から喜入を経由して知覧の武家屋敷に行く路線、山川から長崎鼻、開聞駅の路線、それと潟山から長崎鼻を経由して開聞駅までの乗ったり降りたりプランに使われている、5路線がありますとの答弁でした。

消費生活相談事業の相談件数が354件ということですが、インターネット等の普及により消費者トラブルに関する相談が出ていると思います。その中で、件数の一番多い1位から3位までの件数はどの質疑に、多いのは健康食品、浄水器などの送り付け商法、あるいは訪問販売です。インターネットのサイトによるトラブルでクーリングオフの手続きをするなどが2番目で、3番目は多重債務の相談がきていますとの答弁でした。

意見として。市内循環バスは市民の健康と生きがいのためにということも含め、市民の足として確保していただきたい。路線のない地域も高齢化が進んで、必要などころもあるので、いろいろと聞き取り調査をしていただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

子宮頸がんの予防接種は、どのように取り扱っているのかとの質疑に対し、全国すべて同じような取り扱いですが、国からの指導を受け、子宮頸がんワクチンについては、親がどうしても受けさせたいという方のみを受けさせているところだそうですとの答弁でした。

各種がん検診の再検査割合はどれくらいあるのですかとの質疑に対し、胃がんは1,196名受診されていますが、がんと診断された方が1名、精密の未受診者が6名。大腸がんは2,077名受診され、がんと診断された方が5名、精密の未受診者が50名。子宮がんは受診者が2,255名に対して、がんの疑い、あるいはがんと診断された方が合わせて5名、精密の未受診者は3名。乳がんは受診者が1,523名、がんの疑い、あるいはがんと診断された方を合わせて10名、精密の未受診者は1名となっていますとの答弁でした。ドクターヘリを44回要請したということですが、県内でこの件数はどのような状況かとの質疑に対し、鹿児島市に次いで2位という要請の回数になっておりますとの答弁でした。

意見として。検診率の低さが問題になっていますが、特に子供たちの予防接種等については、後の副作用を心配して受けさせたくないというような事例もよく聞きますので、予防接種をした後の追跡調査を何らかの形でやっていただきたいというものと、女性特有のがん検診受診者が少しでも増えるように、更に頑張ってくださいというものがありました。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

緊急通報体制等整備事業の19台設置は、要請が19台だったのかとの質疑に対し、申請が19件で、実際に設置された方が19台ですとの答弁でした。

次に、紙おむつ支給は、自宅で介護する者について支給したとなっていますが、介護施設等の場合には支給はないのかとの質疑に対し、自宅で介護する介護者の負担を軽減するため

に支給するものであり、施設に入っている方は介護報酬にも入っておりますので、施設の方で対応になりますとの答弁でした。

意見として。施設の中で、紙おむつの負担で苦しんでいる高齢者がいますので、実態を調べていただき、そういう人を救っていくということを、是非お願いしたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

生活保護対策事業で338世帯、414名が約8億受給されているようだが、一番多くもらっている方、一番低い方で幾らかとの質疑に対し、最高額の世帯は、両親と子供5名で8月の支給額では18万6,871円でした。また、最低額は65歳の1人分で6万5,210円ですとの答弁でした。

乳幼児等医療費助成事業が小学校3年生までになったが、高額な助成で幾らぐらいあるかとの質疑に対し、国保世帯で手術をすると200万、300万円が普通ですので、子供さんの場合でもそれぐらい掛かると思いますとの答弁でした。

県から2分の1の補助金が来るということだが、小学校3年生までの助成を小学校6年生までに延長した場合、指宿市の持ち出しはどのくらいになるのかとの質疑に対し、1,200万円程度の一般財源が必要ですよとの答弁でした。

次に、民生委員は各集落に1人ではなく、2集落で1人の民生委員がやっている実態があるのか。また、民生委員の活動内容と活動日数はどうなっているのかとの質疑に対し、小さな集落においては2地区、3地区で1人というところもありますし、大きな集落では1地区で2人というところもあります。そのため集落数と民生委員の数が合っていないところです。活動内容は高齢者の見守り、障害者の相談、母子寡婦の調査・相談、生活保護世帯の見守り、登校拒否をしている子供や虐待・子育て放棄などの問題がある子供については、学校と連携を取り合い、家庭を回るといのが主な活動内容です。なお、活動日数は、年1人平均164.4日ですよとの答弁でした。

保育料未納金が114万7千円とあるが、実態はどうなっているのかとの質疑に対し、現年度分が114万7,070円、27世帯37名分です。滞納繰越分が116万9,660円、11世帯14名分となっていますとの答弁でした。

意見として。学童保育は、原則小学校の子供たちですから、学校を中心にその校区で面倒を見て、子供たちが放課後、その場所に行って、歩いて自分の家に帰るような仕組みを考えていただきたいというものと、民生委員・児童委員は、国の制度に従って活動されていると思いますが、現在の活動は多種多様になってきており、昔にできた制度が今の時代まで同じだということ自体おかしいと思いますので、何らかの機会に県と協議を行い、制度改善を求める努力をしていただきたいというものがありました。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

十町土地区画整理事業の進捗状況はとの質疑に対し、44%の進捗率となっていますとの答

弁でした。

2万何平方メートルの保留地があるということだが、売払いは随時行っていくのかとの質疑に対し、全体の92筆のうち既に21筆の売却が済んでいます。売払いについては、工事が終わり次第公募にかけて、随時売却していくということで進めていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査の進捗状況はとの質疑に対し、調査面積ベースで1.09km<sup>2</sup>で、全体の調査面積67.29平方キロメートルのうち、52.98km<sup>2</sup>完了しており、指宿地域が78.7%、市全体では88.9%となっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

農業振興事業で、山川高校指宿地区農業後継者育成連絡協議会負担金として、とありますが、山川高校についてどんなことをされているのかとの質疑に対し、主な活動としては生徒が農家の研修をする際のバス代のほか、協議会で年1回、各中学校を訪問して山川高校に入学していただくための活動もしていますとの答弁でした。

農業委員数は合併時から32名で変わってないということですが、県内の市町村で農業委員の数の調整をしているところがあるのかとの質疑に対し、今のところまだ話は出ていないようです。南薩の委員会の局長会があったのですが、まだ、検討されていないということでしたとの答弁でした。

意見として。農家の高齢化が進んでいますので、機械銀行の取り組みをやっていただきたいというものがありました。

次に、土木課所管分について申し上げます。

海没民地が1筆残っているとのことですが、工事を進める上で弊害はないのかとの質疑に対し、所有者の方に事業に対して、ご理解をいただけるよう鋭意努力していきたいと考えていますが、最終的にはその辺についてもいろいろ支障になってくることも考えられますとの答弁でした。

市道のアスファルトのひび割れ調査をしているが、何路線で総延長どれぐらいの調査かとの質疑に対し、平成24年度の繰越で、25年度事業になります。延長で96km、45路線の路面性状調査を行うようにしていますとの答弁でした。

意見として。道路維持に関する苦情が多いので、気付いたら早急に対応するようにしていただきたいというものと、広域農道整備事業で3筆残っているということですが、早急にできるようにしていただきたいというものがありました。

次に、建築課所管分について申し上げます。

道下、中福良、堀切園、岩本の4団地の汲み取りトイレの改修を行い、全部で29戸です

が、この予算で十分だと考えているか、また、何戸残っているのかとの質疑に対し、水洗化工事については、地域住宅計画及び24年度に策定した公営住宅等長寿命化計画等により、団地の建設年度等をもとに長期計画を立てて進めています。戸数については、今の計画からすると妥当だと思っています。現在、水洗化を行っていない団地が、あと7団地で33戸ありますが、これは用途廃止、もしくは建替えの計画がある団地を除いてありますので、残り33戸の水洗化が終わればすべて終わると考えていますとの答弁でした。

次に、住宅使用料の未収があり、不納欠損額も53万4千円ありますが、どのような取り組みをされているかとの質疑に対し、住宅使用料については、滞納に対する処分の要綱等を定めており、1か月滞納の方には督促状、3か月になると保証人への催告等を進めて、個別の訪問徴収という形で対応していますとの答弁でした。

意見として、住宅使用料の未収が多いようですので、未収をなるべく早く回収し、それが住宅の改修費に充てられるように努力をしていただきたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

自治会加入促進事業支援で、ごみ袋、茶ぶし等の配布をして、公民館長さん方も一生懸命自治会加入について取り組んでおられるが、これによる成果はどのように考えているのかとの質疑に対し、自治公民館連絡協議会の理事の皆さんと、市役所の市民協働課前のロビーに自治会加入促進ブースを設けて、150件ほどの相談を受けています。自治会長さん方の感触ということで申し上げますと、やらないよりはやった方が効果があると聞いていますとの答弁でした。

男女共同参画推進事業で、懇話会委員及び推進サポーター研修で県の基礎講座に年4回、推進サポーター研修に年3回となっているが、それぞれ延べ何名だったのかとの質疑に対し、県の基礎講座は年4回で、延べ30名。推進サポーター研修は、年3回で延べ16名ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

市民税、固定資産税、軽自動車税の未済額が出ていますが、各税に対する対応はどの質疑に対し、収入未済額については税目ごとに納期があり、その納期を過ぎたものに督促状を出し、それでも納税されないものは、何回も催告をし、押さえる財産があれば差押えをいたします。実態調査をしても何も出て来ない、生活の状態も大変というものが、収入未済という形で残るようになっていきますとの答弁でした。

不納欠損額が4,800万円あり、それを回収するために4名の方を雇用しているが、市外旅費が5万8,800円と少ないのはどういうことかとの質疑に対し、市外もしくは県外出張で徴収に力を入れていた年もありましたが、最近はどうな生活をしているのか、払える状態なのかを調査することを目的とした出張をしていますとの答弁でした。

意見として。雇用している4名の方の徴収率がいいので、今後、増やすなり、いろいろ検討して、徴収率を上げていただきたいというものと、徴収することは公平性の点から大事なことだと思いますが、生活困窮者の場合、分納、減免も考えていただきたいというものがありました。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

環境保全審議会の中で、LOVEいぶすきの実証実験結果を踏まえて、臭気指数導入を判断すべきとなっているが、LOVEいぶすきを紹介した、販売したという施策を取ったのかとの質疑に対し、LOVEいぶすきについては、平成20年度から学校や地域女性連、その他婦人会組織、そういうところで普及啓発をしながら、また、ふれあいフェスタ等での紹介、エコライフ推進協議会等とも連携をしながら普及に努めている。製造販売ということについては、農政課畜産係の方で行っているとの答弁でした。

次に、ヤンバルトサカヤスデ駆除剤購入事業が47万7千円だが、何地区ぐらい発生したのかとの質疑に対し、24年度に新たに発生した地区は、鰻地区と玉利地区ですので、発生地区は、合計32地区になりますとの答弁でした。

意見として。小田墓地公苑の草払いを職員にしているが、枯草が残って景観が悪いので、そこまで徹底していただきたい。また、鰻池の水質が悪いということですので、山川地域の市民が安心して飲めるように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について申し上げます。

クリーンアップいぶすき確立事業でLOVEいぶすきの販売・啓発を行ったとなっていますが、何件の方が買われたのかとの質疑に対し、延べ337戸の農家の方が買われていますとの答弁でした。

次に、地域特産品生産・販売促進事業の効果はどうだったのかとの質疑に対し、県内外と市内で活動していますが、県外は東京、広島、福岡の量販店で試食販売するイベントに参加させていただいたり、特に24年度は福岡でうまか甲子園という、高校生が参加するイベントがありましたので、指宿の特産物振興ということで参加させていただき、マスコミ報道をしていただくなど、効果を感じているところですのでとの答弁でした。

意見として。活動火山周辺地域防災営農対策事業はすばらしい事業ですが、雨水問題で市民が大変なことにならないように取り組んでいただきたいというものと、クリーンアップいぶすき確立事業で、悪臭の消臭対策をした場合、この予算では足りないと思いますので、予算増をお願いするとともに、畜産の方も含めて助成ができないか検討していただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

重要松林等実態調査事業というのがありますが、重要松林の地域として認める基準が設定されているのか。また、重要松林はどの地域と特定されているのかとの質疑に対し、今和

泉の松林，魚見から体育館周辺とか，空散で守っている戸ヶ峯，脇，入野，物袋の松など，空散で対応できない分は樹幹注入をしていくという方向性のもとで，今後，守っていかなければならない松が何本あるかという調査を実施させていただいたところです。何か基準とかを設けてやったのかということですが，守るべき松はどこなのかという範囲指定をしたところでしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお，会計課，監査委員事務局については，質疑，意見ともにありませんでした。

次に，議案第61号，平成24年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

レセプト点検によってチェックが入る事例は，どれぐらいあるのかとの質疑に対し，6人のレセプト点検の方がいますが，賃金630万円に対して，効果額が約2,000万円となっています。賃金は補助事業のため，一般会計からの持ち出しはないところでしたとの答弁でした。

意見として，繰入金が多額になっていますので，国からの補助金等を十分活用して，抑制するよう取り組んでいただきたいというものがありました。

次に，議案第62号，平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

重複頻回受診訪問指導を3名にお願いしているということですが，重複頻回はどの程度で対象になるのか。また，指導に行かれた対象者の延べ人数と，どの程度の指導をされたのかとの質疑に対し，平成24年度から抽出の中身が変わり，重複の方では1か月当たり同じ診療科目で同一疾病の分が，4枚以上のレセプトを保有する者が重複の対象になります。頻回は1か月当たりで15日以上診療を受けているもので，入院もすべて含むということです。重複の対象人数は18名の延べ35名。頻回は実人数が12名の延べ26名，リハビリの関係は25名の延べ62名。合わせて55名の107名が対象者となっています。看護師に，不安や傾聴，重複頻回受診者の受診行動上の問題の要因を見極めていただき，看護師が援助や対策を見出して保健事業につなげるということで行っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，議案第63号，平成24年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

介護認定者は年によって増減があり，徐々に増えつつあると思うのですが，今後，認定者数が増えることによって，保険料の改定も視野に入れなければならない状態にあるのかとの質疑に対し，認定者も当然増えてきますし，施設等の関係もありますので，次期の第6期介護保険事業計画作成時において，慎重に検討してまいりたいと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第64号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

温泉使用料の滞納繰越分については、収入済額が1割ということだが、収入ができない理由はどんなものがあるのかとの質疑に対し、現年度分、滞納繰越分も含めて滞納している方のところへ出向いて話をさせていただいていますが、生活が逼迫している方もいるようです。しかしながら、温泉使用料については温泉特別会計での貴重な一般財源ですので、そういう方には直接出向いて、分納でも納めていただくようお願いをしているところですのでとの答弁でした。

これだけの滞納額がある中で、欠損額は出て来ないのかとの質疑に対し、適正な処理方法につきましては、弁護士とも相談しながら対処したいと思っておりますとの答弁でした。

意見として。滞納については弁護士等と相談をして、確実に対応を取っていただきたいというものと、温泉の恵みということで、産業・観光・農業に関わらず、地熱発電といった方向にも利用される中で、指宿市が持っている泉源の区域については、市民への還元ということで、要請があった場合には、接続可能な体制でやっていただきたい。また、配湯管の布設替えということになってくると、民間の方々が高齢化してできないというようなことがあるので、その辺を十分検討した中で、将来的な温泉配給事業を検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第65号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

エレベーターの管理は、どれぐらいの頻度でしているのかとの質疑に対し、毎月1回は必ず保守点検をしていますとの答弁でした。

次に、新規メニューとして温麺を導入したとなっているが、この成果はどうだったのかとの質疑に対し、昨年11月から、新しくニューメンをやってみようということで取り組みました。当初は単品で出していましたが、途中から定食のそうめんについても冷たいものでニューメンでもできるような体制にしました。冬メニューの中でも、一番数的に出たという結果が出ておりますとの答弁でした。

意見として。人件費比率30%を目指して努力していただきたいというものと、基金で観光客がまた来たいという状況を作るために、トイレ、スロープ、エレベーターなどの改修をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第66号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

受益者負担金で滞納分が出ていますが、最初に同意を得てから工事に入るのではないのかとの質疑の対し、工事の前に説明会を開催しておりますが、実際に負担金を賦課するのは、下水道の本管が通って繋ぐことができる状態になった時点ですので、なかなかご理解いた

けないという方もおられますとの答弁でした。

次に、使用料の滞納は水道使用料と一緒に、出納閉鎖時期との絡みでこれだけの現年度分が発生するののかとの質疑に対し、現年度分の収納率自体は98.03%で、未納の方については水道課と連携を取りながら徴収を行っていますとの答弁でした。

意見として。滞納者に対する今後の取り組みは、真面目に払っている人たちのことも考え、法的手続きも辞さないということで取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、議案第67号、平成24年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、まず、決算の認定について申し上げます。

石綿管が残っているのはどれぐらいあるのかとの質疑に対し、1,630mほど残っていますが、一部処分しなかった管等もあり、今、県道の駅前停車場線を改良していますが、そこから駅前の文苑堂の歩道部分と、十町の区画整理地内のところが残っていますとの答弁でした。

薬品費は各浄水場で使う次亜塩酸ナトリウムだと思いますが、何回投入しているのかとの質疑に対し、何回というわけではなく、それぞれの水源地でその配水池の配水区域系統ごとに毎日朝測っていただくようお願いしています。水道法で蛇口から出る水は、残留塩素濃度が0.1度以上と定められており、池田水源地、小雁渡浄水場、開聞、それぞれ自動ポンプで毎分3ccから10ccぐらい投入していますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、剰余金処分について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金7,406万2,498円のうち地方公営企業法に基づき、減債積立金に3,700万円、建設改良積立金に3,700万円積立処分し、残額6万2,498円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

**○議長（森時徳）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○11番議員（前之園正和）** 議案第60号，一般会計であります。61号，国民健康保険の特別会計，63号，介護保険の特別会計，それぞれ反対をいたします。

まず60号であります。決算の認定にあたっては予算どおりの執行かどうかだけでなく，そもそもあるべき姿であるかどうか，市民のために求められる執行であるか，つまり，予算と一体のものであります。そこで，24年度は合併時の一時期を除いて1人体制であった副市長を2人体制にした年度でもありました。関係する補正予算の議案に対して本会議で可否同数となり，議長の裁決によってようやく可決した予算の執行だからといって看過できるものではありません。メディポリス指宿への奨励措置も継続されたままで，特定の財団に対しては優遇しながら，人間ドックの助成の引き下げなど市民本位の姿勢という視点からすれば逆転をしています。市民目線で見れば問題点を含む予算であり執行でありますので反対をいたします。

次に，議案第61号であります。24年度は国民健康保険税が23年度に続いて2年連続の値上げがなされました。国保税はその額からしても国会答弁における大臣等の見解と比べても，もはや限界にきています。多くの市民，被保険者が国保税の引き下げを願っており，その思いは市の財政が苦しいとしても，何とかしてほしいというほど切迫したものであります。地方自治体の仕事は住民の暮らしを守るために，その願いに答えることが必要です。国保税値上げがなされた予算であり執行でありますので反対をいたします。

63号であります。24年度の介護保険料は平均で9.3%値上げされております。値上げされての予算であり執行でありますので反対をいたします。

**○議長（森時徳）** 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，採決いたします。

まず，議案第62号及び議案第64号から議案第66号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は認定であります。

4議案は，委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって，議案第62号及び議案第64号から議案第66号までの4議案は，認定することに決定いたしました。

次に，議案第67号のうち，決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号のうち、剰余金処分についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成24年度指宿市一般会計歳入歳出の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(森時徳)** 起立多数であります。

よって、議案第60号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(森時徳)** 起立多数であります。

よって、議案第61号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号、平成24年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(森時徳)** 起立多数であります。

よって、議案第63号は、認定することに決定いたしました。

### △ 議案第80号～議案第93号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第11、議案第80号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第24、議案第93号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの14議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、条例に関する案件6件、補正予算に関する案件7件の計14件であります。

まず、議案第80号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成25年11月1日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

次は、議案第81号、指宿市温泉井検討委員会の設置条例の一部改正について、であります。

本案は、温泉井の調査範囲を市内全域に拡大するとともに、組織の委員等の変更を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第82号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、租税特別措置法及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を含める省令の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第83号、指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、であります。

本案は、国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第84号、指宿市子ども・子育て会議条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第85号、指宿市社会教育委員条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、であります。

本案は、天然砂むし温泉施設の附属施設として、砂むしの里交流の広場を設置するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ4億9,015万9千円を追加し、予算の総額を208億8,085万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第88号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ5,641万5千円を追加し、予算の総額を77億2,230万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第89号、平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ110万8千円を追加し、予算の総額を5億9,787万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第90号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ15万円を追加し、予算の総額を43億9,235万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第91号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出予算の総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第92号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第93号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ518万9千円を追加し、予算の総額を15億5,668万6千円にしようとするものであります。

なお、議案第80号から議案第93号までの14議案の詳細につきましては、関係部長に説明さ

せますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（邊見重英）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について追加して、ご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第80号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ150万円を追加して、歳入・歳出予算の総額を203億9,069万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農地費150万円の補正につきましては、山川・開聞地域の畑地かんがいの基幹水利施設南部揚水機場の電気料金が、梅雨時期から10月まで雨量が少なく、渇水により揚水機の稼働が大幅に増えたこと。また、電気料金も値上げとなっていることから、12月補正で対応できない10月分及び11月分の電気料金の支払いに予算不足が生じる見込みとなったため、光熱水費を150万円増額計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目8団体営土地改良事業南部地区管理基金繰入金150万円の補正につきましては、今回の補正予算の財源として、団体営土地改良事業南部地区管理基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の2ページをお開きください。

議案第81号、指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について、であります。

本案は、温泉井の調査範囲を市内全域に拡大するとともに、組織の委員等の変更を行うために、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、現条例では山川地熱発電所を対象に規定しておりますが、これに限らず、市内全域の地熱開発事業に対応するため、第1条の対象となる温泉井を、山川地熱発電所から半径4km以内を指宿市内に対象範囲を広げ、第3条第2項第2号の委員会の委員を九州電力株式会社の社員から地熱開発事業を実施する法人その他の団体の代表に改め、第5条の委員の任期を2年に統一するものであります。施行期日は平成26年4月1日としております。

次は、提出議案の4ページをお開きください。

議案第82号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、租税特別措置法及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであ

ります。

改正の主な内容は、これまで不均一課税の対象となる設備等の取得価格が一律2,700万円以上と規定されておりましたが、今回の改正により企業の資本金規模に応じて取得価格の下限値が引き下げられ、資本金が1,000万円以下の企業の場合は500万円以上、資本金が1,000万円を超え5,000万円以下の企業の場合は1,000万円以上、資本金が5,000万円を超える企業の場合は2,000万円以上の新增設による取得等が対象となることとなります。施行期日は公布の日から施行し、平成25年8月1日から適用するものであります。

次は、提出議案の6ページをお開きください。

議案第83号、指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、であります。

本案は、国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、この条例を制定しようとするものであります。

地域の元気臨時交付金の交付に伴い、この交付金の一部を平成26年度に実施する事業費の財源として基金に積み立て、適正に管理運用するため必要な事項を定めるものであります。

基金として積み立てる額は、国が交付する地域の元気臨時交付金の一部で、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、その管理は金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法で保管、また、必要に応じ確実な有価証券に代えることができるものとしてあります。

基金の運用益金は、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充て、又は、基金へ繰り入れるものとし、財政上必要があると認める場合は歳計現金に繰り替えて運用することもでき、また、基金は必要があると認める場合に限り処分できるものとしております。施行期日は、公布の日からとし、条例の失効は、平成27年3月31日限りでその効力を失うものとするものであります。

次は、提出議案の16ページをお開きください。

議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億9,015万9千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を208億8,085万6千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正を計上しておりますが、その内容につきましては、5ページの第2表、債務負担行為補正でお示しのとおり、国立病院機構指宿医療センターの産婦人科の医師を確保するため、国立大学法人九州大学の寄附講座である地域医療支援講座の設置に係る平成26年度から平成28年度までの3年間の寄附金の合計5,250万円を債務負担行為の限度額として設定するものであります。

第3条で、地方債の補正を計上しておりますが、内容につきましては5ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の変更をするものであります。この表中の臨時財政対策債については、後年度に元利償還金の100%が普通交付税措置されること

から、発行可能額のすべてを借り入れて、今回の補正予算の財源調整として活用しようとするものであります。その他の地方債については、国から地域の元気臨時交付金の交付額の内示があったことから、対象事業の財源を地域の元気臨時交付金に組み替えるため、地方債を減額するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明させていただきますので、13ページをお開きください。

款1議会費，項1議会費，目1議会費，節18備品購入費367万5千円の補正につきましては、委員会室及び議員控室の録音機材更新に係る備品購入費を計上するものであります。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節11需用費141万2千円の補正につきましては、電気料金の値上げに伴う指宿庁舎敷地内施設に係る光熱水費の増を計上するものであります。

目6財産管理費，節25積立金2億5,000万円の補正につきましては、地域の元気臨時交付金を活用して、平成26年度に実施する事業費の財源を基金として積み立てるものであります。

目12諸費，節23償還金利子及び割引料226万2千円の補正につきましては、平成24年度児童福祉費に係る精算に伴い、国庫支出金精算返納金188万6千円，県支出金精算返納金37万6千円を計上するものであります。

款3民生費，項1社会福祉費，目3老人福祉費，節19負担金補助及び交付金1億3,340万円の補正につきましては、県の介護基盤緊急整備補助金の交付内示があったことから、小規模特別養護老人ホーム整備及び開設準備経費に係る補助金を計上するものであります。

目6国民健康保険総務費，節28繰出金2,208万円の補正につきましては、平成25年度財政安定化支援事業費確定に伴い、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの繰出金の増を計上するものであります。

目7後期高齢者医療総務費，節28繰出金956万1千円の減額補正につきましては、後期高齢者医療特別会計の平成24年度事業費精算に伴い、一般会計から繰出金を減額するものであります。

項2児童福祉費，目2児童措置費，節13委託料115万3千円の補正につきましては、県放課後児童健全育成事業費補助金等の交付要綱改正に伴い、補助基本額の改正があったことから、放課後児童健全事業等の委託料の増を計上するものであります。

款4衛生費，項1保健衛生費，次のページを開けていただき，目3老人保健対策費，節23償還金・利子及び割引料53万5千円の補正につきましては、平成24年度がん検診推進事業の交付額確定に伴う，県支出金精算返納金を計上するものであります。

目6環境衛生費，節11需用費691万5千円の補正につきましては、廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、指定ごみ袋のうち燃えるごみ袋の厚さを厚くしたことから、製造単価が上がり、予算の範囲内で購入できる枚数が少なくなり、在庫が不足する見込みであることか

ら、製造に係る消耗品費の増688万円、電気料金の値上げに伴う尾下地区飲料水施設に係る光熱水費の増3万5千円を計上するものであります。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節11需用費2,084万9千円の補正につきましては、電気料金値上げに伴う清掃センターに係る光熱水費の増50万9千円、早急な修繕が必要となっているごみ焼却施設の炉内耐火物等の修繕に係る、施設維持費の増2,034万円を計上するものであります。

同じく節14使用料及び賃借料と節22補償・補填及び賠償金の合計152万9千円の補正につきましては、新ごみ処理施設整備に伴い、仮設用道路が必要となったことから、仮設道路用地の借上げ料19万1千円と、用地内の電柱等移設に係る補償金133万8千円を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節8報償費12万4千円と、節11需用費19万8千円の合計32万2千円の補正につきましては、農業者年金事務費補助金の交付内示に伴う事務費の増を計上するものであります。

節19負担金補助及び交付金300万円の補正につきましては、青年就農給付金の受給対象者増に伴う給付金の増を計上するものであります。

目3農業振興費、節8報償費1万3千円と節9旅費の説明欄にある費用弁償3千円及び節13委託料のうち283万5千円の合計285万1千円の補正につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した農業に係る起業支援型雇用創出事業費を計上するものであります。

節13委託料のうち172万9千円と節18備品購入費28万7千円の合計201万6千円の補正につきましては、農地台帳情報を地図情報システム上に取り込む農地地図情報システム導入費を計上するものであります。

次のページの節19負担金補助及び交付金98万3千円の補正につきましては、平成24年度野菜価格安定制度において、野菜価格の著しい低落があり、多額の給付金が交付されたことから、平成25年度の資金造成をするため負担金の増を計上するものであります。

目6農地費、節7賃金から節27公課費までの329万2千円の補正につきましては、県の地籍調査事業に対する補助金の減額内示に伴う事業費260万円の減額と、湧水及び電気料金の値上げに伴う山川・開聞地域の畑地かんがいの基幹水利施設南部揚水機場に係る光熱費の増400万円、平成24年度基幹水利施設管理事業費決算に伴う団体営土地改良事業南部地区管理基金の積立金147万4千円等を計上するものであります。

項2林業費、目2林業振興費、節13委託料2,435万7千円の補正につきましては、松くい虫伐倒駆除事業費の県補助金の増額内示に伴う委託料の増1,841万6千円と、景勝松林樹幹注入事業費の対象地域及び対象本数の増に伴う委託料の増594万1千円を計上するものであります。

節19負担金補助及び交付金40万円の補正につきましては、有害鳥獣捕獲数の増に伴う有害鳥獣対策協議会への負担金の増を計上するものであります。

項3水産業費，目2水産業振興費，節13委託料463万5千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して，2漁業協同組合に委託する水産業に係る起業支援型雇用創出事業費を計上するものであります。

次のページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節13委託料280万円の補正につきましては，電気料金の値上げに伴い，指定管理業者に対する温泉施設の電気料金値上げ分に係る委託料の増を計上するものであります。

款7土木費，項1土木管理費，目2建築指導費，節19負担金補助及び交付金66万3千円の補正につきましては，がけ地近接等危険住宅移転に伴う借入金の借入期間変更に伴う利子補給に係る事業補助金の増を計上するものであります。

項2道路橋りょう費，目3道路新設改良費の補正につきましては，道路新設改良事業に係る財源を地域の元気臨時交付金へ組み替えるものであります。

項3河川費，目1河川総務費の補正につきましては，河川事業に係る財源を地域の元気臨時交付金へ組み替えるものであります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金706万5千円の減額につきましては，公共下水道事業特別会計において事業費の増や，平成24年度決算による繰越金等の計上により一般会計からの繰出金を減額するものであります。

目2土地区画整理費の補正につきましては，十町区画整理事業に係る財源を地域の元気臨時交付金へ組み替えるものであります。

項6住宅費，目1住宅管理費，節11需用費140万円と節13委託料120万円の合計260万円の補正につきましては，公営住宅の維持補修の増に伴う施設維持費と委託料の増を計上するものであります。

款8消防費，項1消防費，次のページの目5災害対策費，節11需用費33万8千円の補正につきましては，電気料金の値上げに伴う防災行政無線屋外子局に係る光熱水費の増を計上するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料30万円の補正につきましては，小学校の校内樹木剪定に係る委託料の増の計上と，小学校グラウンド整備事業に係る財源を地域の元気臨時交付金へ組み替えるものであります。

目3学校教育振興費，節20扶助費25万円の補正につきましては，要保護，準要保護児童就学援助費の受給対象者増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料27万7千円の補正につきましては，山川中学校水道工事実施設計業務委託に係る委託料の増の計上と，中学校グラウンド整備事業に係る財源を地域の元気臨時交付金へ組み替えるものであります。

目3学校教育振興費，節20扶助費95万円の補正につきましては，要保護・準要保護生徒就

学援助費の受給対象者増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

項4高等学校費，目1学校管理費，節11需用費25万円の補正につきましては，電気料金値上げに伴う指宿商業高等学校に係る光熱水費の増を計上するものであります。

項5幼稚園費，目1幼稚園費，節19負担金補助及び交付金650万円の補正につきましては，幼稚園就園奨励費補助金支給対象者増に伴う補助金の増を計上するものであります。

項6社会教育費，目2公民館費，節11需用費107万2千円の補正につきましては，電気料金の値上げに伴う中央公民館と校区公民館に係る光熱費の増と，校区公民館の浄化槽排水ポンプ取替等に伴う施設維持費の増を計上するものであります。

目3図書館費，節13委託料68万3千円の補正につきましては，電気料金値上げに伴い，指定管理業者に対する指宿・山川図書館の電気料金値上げ分に係る委託料の増を計上するものであります。

目7社会教育施設費，節11需用費121万1千円の補正につきましては，電気料金値上げに伴う時遊館COCOはしむれ等に係る光熱水費の増を計上するものであります。

項7保健体育費，目2社会体育施設費，節13委託料93万2千円の補正につきましては，電気料金値上げに伴い，指定管理業者に対する体育施設の電気料金値上げ分に係る委託料の増を計上するものであります。

次のページをお開きください。

目3学校給食センター費，節4共済費35万3千円と節7賃金61万1千円の合計96万4千円の補正につきましては，山川給食センターの給食配送業務委託業者の1業者が廃業したことから，配送業務を調理業務に従事する職員が行うことによる調理業務臨時職員の勤務時間増に伴う賃金に係る社会保険料と賃金の増を計上するものであります。

同じく節11需用費75万1千円の補正につきましては，電気料金値上げに伴う指宿・山川給食センターに係る光熱水費の増を計上するものであります。

同じく節13委託料80万1千円の減額につきましては，山川給食センターの給食配送業務委託業者の1業者が廃業したことに伴い委託料を減額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金5億9,785万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る，補助金と委託金を計上するものであります。

款15県支出金1億6,285万5千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る，補助金と委託金を計上するものであります。

次のページをお開きください。

款16財産収入18万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの校長住宅等貸付料の増を計上するものであります。

款18繰入金1,994万3千円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として財

政調整基金への繰り戻し金と、節及び説明欄にお示しの基金繰入金を計上するものであります。

款20諸収入563万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る実費徴収金と交付金及び事務費の増を計上するものであります。

款21市債2億5,641万6千円の減額補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債について、借入額を変更するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康福祉部長（野口義幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

まず、議案第84号、指宿市子ども・子育て会議条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て中の保護者や子育て支援を実践している当事者の意見を広く反映させるため、合議制の機関を置くこととされていることから、本条例を制定しようとするものであります。施行期日は平成26年1月1日とするものであります。

次は、提出議案の17ページをお開きください。

議案第88号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の19ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ5,641万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を77億2,230万5千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明申し上げますので28ページをお開きください。

第1款総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12役務費2万4千円は、ファックス送信分として、節14使用料及び賃借料から組替するものであります。

項4特別対策事業費、目1医療費適正化特別対策事業費、節13委託料20万6千円は、特定健診等データ管理システム機器更改に係る業務委託料であります。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金、節19負担金補助及び交付金225万7千円は、平成25年度高額医療共同事業拠出金決定通知により増額補正するものであります。

款11諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1一般被保険者保険税還付金，節23償還金・利子及び割引料200万円は，所得修正による保険税還付の増額補正であります。

目3一般被保険者償還金，節23償還金・利子及び割引料5,195万2千円は，国民健康保険療養給付費等負担金等事業実績に基づき，国庫支出金精算返納金であります。

次に，歳入についてご説明申し上げますので，27ページをお開きください。

款5療養給付費等交付金3,433万5千円は，平成25年度退職被保険者等医療費交付金の追加分と，平成24年度退職者医療の療養給付費交付金確定に伴う追加交付金であります。

款9繰入金2,208万円は，平成25年度財政安定化支援事業算定額通知によるものです。

次は，提出議案の18ページをお開きください。

議案第89号，平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成25年度補正予算書の29ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ110万8千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を5億9,787万8千円にするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出からご説明申し上げますので，38ページをお開きください。

款3保健事業費，項1健康保持増進事業費，目1健康診査費，節13委託料110万8千円は，長寿健診受診者数の増加により増額補正するものです。

次に，歳入についてご説明申し上げますので，37ページをお開きください。

款3繰入金956万1千円の減額補正につきましては，事務費繰入金の減額によるものです。

款4繰越金1,056万6千円は，前年度繰越金であります。

款5諸収入10万3千円は，75歳以上等健康診査事業広域連合負担金の追加分であります。

次は，提出議案の19ページをお開きください。

議案第90号，平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成25年度補正予算書の39ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ15万円を追加し，歳入・歳出予算の総額を43億9,235万5千円にするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明申し上げますので，48ページをお開きください。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1第1号被保険者還付金，節23償還金・利子及び割引料15万円は，所得修正による保険料還付の増額補正であります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，47ページをお開きください。

款7繰入金15万円の補正につきましては，過誤納還付金増額に係る財政調整基金繰入金を

計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

まず、議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市天然砂むし温泉施設の附属施設として、砂むしの里交流の広場の工事が完成し、供用されることに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

一部改正の主な内容は、第1条第3項に天然砂むし温泉施設に附属施設として砂むしの里交流の広場を加えることから、管理運営等について条文の整備を行うものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成26年3月14日としているところでございます。

次に、提出議案の20ページをお開きください。

議案第91号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の49ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするもので、予算総額に変更はありません。

それでは、歳出予算についてご説明いたしますので、56ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目2維持管理費、節11需用費35万9千円の補正については、電気料金値上げに伴い、泉源ポンプ施設に係わる光熱水費に不足が見込まれることから増額するものであります。

節16原材料費35万9千円の減額補正につきましては、維持補修に係わる原材料費の購入実績見込みの減少により減額するものであります。

次は、提出議案の21ページをお開きください。

議案第92号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成25年度補正予算書の57ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組み替えをしようとするもので、予算総額に変更はありません。

それでは、歳出予算についてご説明いたしますので、64ページをお開きください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節25積立金61万6千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を61

万6千円減額するものであります。

項2事業費，目1一般事業費，節11需用費について，電気料金値上げに伴い，唐船峡そうめん流し施設に係る光熱水費に不足が見込まれることから，61万6千円増額するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加しご説明申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

議案第93号，平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成25年度補正予算書の65ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額にそれぞれ518万9千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を15億5,668万6千円にするものであります。

第2条で，債務負担行為の補正をするものであります。

内容につきましては，69ページの第2表，債務負担行為補正でお示しのとおり，指宿市浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等維持管理業務委託，包括的民間委託について，債務負担行為の追加をするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から主なものについてご説明いたしますので，76ページをお開きください。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節13委託料250万円の補正につきましては，下水道台帳システム構築に伴うマンホール位置情報の調査業務に係る経費を計上するものであります。

同じく節27公課費62万4千円の補正につきましては，消費税中間申告分納付額の確定に伴う公課費の増額であります。

款2事業費，項2維持管理費，目1污水处理費，節13委託料206万5千円の補正につきましては，電気料値上げ等に伴う浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場等の包括的維持管理業務に係る経費を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，75ページをお開きください。

款4繰入金706万5千円の減額補正は，今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5繰越金1,072万1千円の補正は，前年度繰越金が確定しておりますので，今回の補正予算の財源に充当するものであります。

款6諸収入153万3千円の補正は，平成24年度分消費税の確定に伴う消費税還付金等であり

ます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（濱田悟）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案についてご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第85号、指宿市社会教育委員条例の一部改正について、であります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

13ページをお開きください。

改正の主な内容は、社会教育法で定められていた社会教育委員の基準を条例により定めることとなったことから、第3条中「委員は」の次に「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を加えるものであります。

なお、附則においてこの条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時26分
再開	午後	1時26分

**○議長（森時徳）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第80号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

**○議長（森時徳）** これより、質疑に入ります。

まず、議案第80号について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第81号～議案第93号(質疑, 委員会付託)

**○議長(森時徳)** 次に、議案第81号から議案第93号までの13議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号を除く12議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第87号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中審査をされますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願1件及び陳情2件一括上程(委員会付託)

**○議長(森時徳)** 次は、日程第25、新たに受理した請願1件及び陳情2件を議題といたします。

請願1件及び陳情2件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり総務水道委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

**○議長(森時徳)** 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年12月11日午前10時00分

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 市長  | 豊留悦男 | 副市長 | 渡瀬貴久 |
| 副市長 | 上村欣久 | 教育長 | 池田昭夫 |

|        |      |        |       |
|--------|------|--------|-------|
| 総務部長   | 邊見重英 | 市民生活部長 | 谷口強美  |
| 健康福祉部長 | 野口義幸 | 産業振興部長 | 高野重夫  |
| 農政部長   | 池増広行 | 建設部長   | 三窪義孝  |
| 教育部長   | 濱田悟  | 山川支所長  | 森健一   |
| 開聞支所長  | 下吉耕一 | 建設部参与  | 上谷修   |
| 総務課長   | 廣森敏幸 | 市長公室長  | 川路潔   |
| 市民協働課長 | 馬場久生 | 地域福祉長  | 今柳田浩一 |
| 健康増進課長 | 新留幸一 | 農政課長   | 宮崎英世  |
| 耕地林務課長 | 澤山重蔵 | 社会教育課長 | 満石知   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 福山一幸 | 次長兼議事係長 | 岩下勝美 |
| 主幹兼調査管理係長 | 鮎川富男 | 議事係主査   | 濱上和也 |

## △ 開 議

開議 午前10時00分

○議長(森時徳) ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長(森時徳) まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、浜田藤幸議員及び高橋三樹議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長(森時徳) 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○7番議員(高田チヨ子) 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。今日は傍聴の皆様もたくさんいらっしゃるということで、私も精一杯、一生懸命頑張って一般質問をしたいと思っております。

今、毎日のように指宿市内を回っていると、農家の方々が一生懸命、オクラが終わった後、スナップやそらまめ・レタス・ニンジンと、休む間もなく忙しい日々を過ごしている様子です。寒い中での作業ですが、元気一杯働いている様子に、私も頑張ろうと励まされている毎日でございます。

ところで、今、毎日のようにマスコミを騒がせている献金疑惑問題。これは絶対にあってはならない、とんでもないことだと、私は思います。私たち議員は市民の皆様の生活を守るために、行政とのパイプ役として働いていくのが使命であると思っております。ここにいる指宿市議会の皆様は、その思いで毎日頑張っていることと信じております。

それでは、通告に従って、一般質問を行います。

まず初めに、安心・安全な生活を守るために、がん検診無料クーポンについてお伺いいたします。乳がん・子宮頸がん検診無料クーポンについては、私も何回も質問をし、実現したことであります。平成21年度から国の補助事業として実施されてきましたが、本市における受診率はどのようになっているのでしょうか。また、他市の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

2点目に、農業用堆肥・石灰等の取扱いについてお伺いいたします。先日、私の友人宅が火事になりました。すぐお見舞いに行きました。お孫さんはじめ、ご家族の方が全員無事であったことが一番嬉しかったです。そこで、本当に命の大切さというものを、また改めて感じさせられたこととございました。そのときの出火の原因が、倉庫からの出火ということで

した。何で倉庫から火が出るんだろう、そういうふうに思いました。火種がないところから、なぜと疑問に思ったのです。すると、何と火事の原因は積み上げてあった石灰が何らかの原因で湿気を持ったのではないか、それが出火の原因ではないかということでした。私はびっくりいたしました。農家の方たちは皆さんご存じかも知れませんが、私は石灰とか堆肥から火が出るなんて、絶対にありえないことだと思っておりました。それが、この堆肥とか石灰からでも、火事起きるんだということを改めて知りました。そこで、お伺いいたします。石灰や堆肥など、農家の方々はいつもたくさん買い込んで、積み上げて保管していることが多いと思いますけれども、その石灰とか堆肥をどのように保管するのがいいのか、お伺いいたします。

3点目に、学童保育についてお伺いいたします。子ども・子育て支援事業計画が、今後、策定され、それに基づき子ども・子育て支援のための事業が、今後、展開されていくと思われませんが、中でも学童保育事業は子ども・子育て支援事業として、とても大切な事業だと、私は思っております。そこで、お伺いいたしますが、まず、学童保育の現状について、市内に学童保育の設置数や利用している児童の登録数など、また、市の独自事業で実施している学童保育支援等の事業があるのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 乳がん・子宮がん検診無料クーポンについてのお尋ねでございます。乳がん・子宮がんの検診無料クーポン事業につきましては、特定の年齢に達した女性に対して、乳がん及び子宮頸がんに関する検診手帳を交付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図りながら、健康保持及び増進を図る目的で、平成21年度から実施しているところでございます。本市における無料クーポン事業においての受診率につきましては、平成24年度乳がん検診で、対象者1,464人に対し、受診者294人で、受診率は20.1%。子宮頸がん検診では、対象者1,069人に対し、受診者は215人で、受診率は20.1%となっております。年齢別では、乳がん検診で60歳が最も多く22.9%、子宮頸がん検診では、35歳が最も高く25%となっているところでございます。南薩3市と県における無料クーポン事業受診率についてでございますが、平成24年度乳がん検診で南九州市は30.1%、枕崎市は20.2%、南さつま市は24%、県平均では23.9%となっているところであります。また、子宮頸がん検診では、南九州市では25.8%、枕崎市が17.2%、南さつま市は17.8%、県平均は21%となっているようでございます。

次に、農業用堆肥・石灰の取扱いについてでございます。ご指摘の11月23日の中川地区での発生した火災は、倉庫だけではなく住宅も全焼されたとのことでございます。被災された方には心からお見舞いを申し上げます。指宿消防署に確認しましたところ、出火原因は肥料用の石灰窒素が水分を含み発熱し、被せてあったゴザが発火したものと推定されるとのことでした。農業用として使用する肥料等の保管に関する現状についてでございます。

が、一般的には、購入後、それぞれの農家では、農業用倉庫に湿気防止のためのスノコ・ビニール類・ダンボール等を敷き、その上に積み重ねて保管する場合がございます。

次に、学童保育についてでございます。学童保育とは、ご存じのように、労働などの事情により昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図るために、保護者に代わって行う保育のことで、現在は、放課後児童クラブと呼ばれ、放課後健全育成事業として実施しているところでございます。本市では、県の放課後健全育成事業を活用いたしまして、保育所6か所、幼稚園2か所の合計8か所で実施しております。登録している人員は、8か所の平均で約35名、全体で約280名となっております。また、県の補助基準は、年間250日以上、1日平均3時間以上、長期休暇等は1日8時間以上の開所と、年間の平均登録児童数が10名以上となっております。このことから、登録児童数が少なく基準に満たない3か所の保育所については、子育て支援の観点から、本市独自の保育所地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを実施しておりますので、市内の合計では、11か所、330名の登録となっているところでございます。

**○7番議員（高田チヨ子）** それでは、乳がん・子宮頸がんの無料クーポンについてから、お伺いいたします。今、受診率をお伺いいたしました。それでは、本市では、このクーポン事業について、どのように評価しているか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（野口義幸）** このクーポン事業につきまして、どのように評価しているかというご質問でございます。平成21年度クーポン事業導入前と平成24年度と比較いたしまして、乳がん検診は0.2%、子宮頸がん検診で0.7%と、微増ではありますけれども、受診率が高くなっております。このため、無料クーポン事業における効果は上がっているのではないかとこのように評価をいたしております。

**○7番議員（高田チヨ子）** 今、受診率を聞いたんですけれども、受診率が乳がん・子宮頸がんともに20.1%ということでありました。クーポン事業導入前と比べると微増ではあるけれども、受診率は高くなっているとお答えでございます。が、それでも、まだまだ8割近くの方が、クーポン券を発行されたのに受診されていないということになるわけでございます。そこで、お伺いいたします。これまでに無料クーポン券を発行した方の未受診者に対して、この無料クーポン事業を本市で継続して実施する考えはないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 乳がん・子宮頸がんの検診の無料クーポン事業の対象者につきましては、乳がんが40歳から60歳までの5歳刻みで、子宮頸がんが20歳から40歳までの5歳刻みとなっているところです。平成26年度からの乳がん・子宮頸がん検診につきましては、国の改正の方向性といたしまして、平成21年度から検診の無料クーポン券を配布しており、平成25年度で事業開始から5年を経過し、これにより受診対象者への無料クーポン券等の配布が

一巡することになります。このため、対象年度の初年度に当たる、乳がんが40歳、子宮頸がんが20歳のみを対象として、今後、実施するという方向にあります。議員が、今、ご質問がありました、無料クーポン券を発行した方のうち、未受診者の方に対して無料クーポン事業を継続して実施する考えはないかとのことでしたけれども、現時点では、国におきましても未受診者等への事業計画等が示されていない現状がありますので、今後の取り組みについては、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○7番議員（高田チヨ子）** それでは、今後、乳がんが40歳、そして、子宮頸がんが20歳のみを対象となることが決まったということですが、国に対して、今、未受診者の方に対する継続が要望されているところだと思います。そこで、本市として、このことが決まり次第で継続していけるように準備していただきたいと思います。これは要望としてお訴えしておきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、石灰・堆肥の取扱いについてお伺いいたします。今、石灰で火事になったということでしたけれども、それでは、この石灰とか農業用堆肥、いろんな種類があるのでしょうか。すみません、私がよく知らないので教えていただきたいと思います。

**○農政部長（池増広行）** 肥料といたしましては、有機物を利用した農業用堆肥、それと化学肥料といたしまして、石灰質肥料といたしましては、生石灰、消石灰、それと苦土石灰、それと石灰窒素等ということになっております。いずれにいたしましても土壌の改良材、若しくは農薬としての病害虫の対策、それと、肥料として、マグネシウムとか窒素とか、その肥料分にもなるということで使用されているところでございますが、農業者で一般的に使われているのは苦土石灰、また、石灰窒素等でございます。

**○7番議員（高田チヨ子）** 今、石灰の種類を教えてくださいましたけれども、その石灰は何でも火事になる原因を持っているのでしょうか。

**○農政部長（池増広行）** 石灰につきましては、消石灰と生石灰、生石灰がまず酸化カルシウムと申しまして、これが水と反応する段階ですね、熱を発生します。水和作用が終了いたしますと、消石灰となって、そのなったものにつきましては、運動会等でよく粉として、白線を引きますが、あれが消石灰ということであります。いずれにつきましてもですね、強アルカリ性で、酸性土の中和するための土壌改良材として使われております。そしてまた、カルシウム分がですね、生育の、植物の生育に必要な成分として使われているところでございます。

**○7番議員（高田チヨ子）** 私のように何も知らないで使っている方がもしいらしたら危ないかと思っておりますので、農家の方々へも周知徹底を図ることが大事ではないかと思っております。そこで、この周知徹底はどのようにして図っていくのか、お伺いいたします。

**○農政部長（池増広行）** 全体的な、まず、注意事項等を若干お話しいたしたいと思いますが、まず、農業用堆肥につきましては、家畜糞にオガクズなどの副資材を混合しまして、堆積と

攪拌を繰り返し発酵することで堆肥となっております。堆肥化の過程においては、微生物の働きにより、有機物の分解が進むとともに、発酵熱により温度が上昇し、ごく希に堆肥内の温度が上がり過ぎ、水分が過剰に蒸発して、堆肥がくすぶるといった事例も発生しています。なお、堆肥製造者におきましては、そのような事態を防ぐために、堆積量の制限や定期的な攪拌、水分の追加等の措置を行い発火を防いでいるところでございます。なお、製造過程を終え、製品として袋詰めされている堆肥につきましては、既に発酵が終わっているため、堆積による発火の可能性はありません。また、化学肥料の方ですが、生石灰が含まれる石灰窒素や苦土石灰など、石灰質肥料等につきましては、先ほども申し上げましたが、水に触れると発熱することがあるため、保管場所については、雨水が入り込まないようにすることや、火気を近づけないこと、袋に破損がないか確認すること等が挙げられます。散布の際の注意事項としましては、皮膚に直接触れないようにすることや、吸い込まないように対策を講じることなどが挙げられます。なお、これにつきましては、袋詰めの製品等に注意事項として記載されているところであります。今後の周知方法についてでございますが、農業用の堆肥や肥料等につきましては、先ほども申し上げましたが、一定の条件下で発熱、発火性のものもあるため、火災の原因とならないよう関係機関等とも連携しながら、その危険性や保管方法について、広報紙等を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。また、販売するJA等におきましても、保管方法や取扱い方法に関する注意喚起をしていただくようお願いしてまいりたいと思っております。

**○7番議員（高田チヨ子）** よろしくお願いたします。それでは、学童保育についてお伺いたします。

先日、保育士さんと私たち議員とお話しをする機会がありました。話し合いの中でも、学童保育事業のお話がありました。学童保育のため、小学校から保育園まで歩いていくお子さん、また、保育園側から学校までお迎えに行く車、いろんな場合があるわけですが、その学童保育に行く途中での交通事故とか、お迎えに行った先での事故とか、そういうことも心配とのこともありました。そして、そのときに、何とか学校でできないもんなんだろうかというお話もありました。この点から、学童保育事業の開所場所として、小学校内の空き教室等を活用して利用できないかと思われるんですけども、現在の小学校の空き教室の状況はどのようになっているのか、お伺いたします。

**○教育長（池田昭夫）** 市内小学校12校の中には、児童数の減少により学級が減り、学校によっては、学級としての現在使っていない教室も出てきております。こうした教室を利用して、これまでできなかった算数などの少人数指導及び総合的な学習や生活科の学習で資料を作成したり、また、作成した作品を保管するなど、多様な教育活動に対し、児童は充実した学習環境の中で生き生きと学んで、教育効果を上げているところであります。また、教育相談室や児童会室、更衣室として使用したり、各教科の備品や資料などを保管・管理するための資料

室として使用したりするなど、各学校の実情やニーズに応じ、教室を有効に活用している現状であります。なお、今後は学校によっては学級が増えるということも考えられます。したがって、今後、その動向を見極めながら慎重に対応していかなければならないものと考えているところでございます。

**○7番議員（高田チヨ子）** 今、空き教室はいろんなことに利用しているということですね。総合学習をしたり、児童会とか更衣室とか、いろいろ使われているということですが、それでも、この空き教室、増えてくるとなると教室が足りなくなってくるわけですが、今ある空き教室を何とかその学童保育にしてほしいなという考えは、やっぱりあるわけですね。学校側としては、どうしても、現在では、その空き教室を利用して、その学童保育に使うということは難しいというのが、教育委員会としてのお考えかなって、そういうふうに思います。では、この学童保育、今後、どのように展開されているのか、どのようになっていくのかをお伺いしたいと思います。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 学童保育の今後の展開でございますけれども、平成27年度から実施が予定されております、子ども・子育て支援新制度がございます。それにおいて、子ども・子育て支援事業計画を策定するということになっております。その策定にあたりまして、子供の保護者や子育て支援に関する事業に従事されている方、学識経験を有する方などで構成される、指宿市子ども・子育て会議において、調査・審議を行い、意見をお聞きしたりすることになっております。子ども・子育て支援新制度におきましては、市町村が地域の実情に応じて実施する、地域子ども・子育て支援事業の一つに放課後児童クラブが含まれており、対象児童を現在の概ね小学校3年生から小学校6年生に拡充することや、具体的な基準を条例で定めることが検討されております。このようなことから、今後は、これまでの実施状況等も含めまして、子ども・子育て会議でご審議いただき、よりよい放課後児童クラブが実施できるよう調査・研究してまいりたいと考えております。

**○7番議員（高田チヨ子）** 子ども・子育て支援事業の策定のために、子ども・子育て会議を設置する。そして、その会議の中で放課後児童クラブについて協議をされるということでした。それでは、この子ども・子育て支援事業計画が設定されるまでの日程とかはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○地域福祉課長（今柳田浩一）** 子ども・子育て支援事業計画が策定されるまでの日程等につきましては、現在、子ども・子育て支援のためのニーズ調査を未就学の子供を持つ保護者の方を対象に実施したところであり、12月中に、その調査結果をまとめることにしているところでございます。そのニーズ調査の結果を踏まえまして、子ども・子育て会議では、平成26年1月以降、子ども・子育て支援事業計画の策定や、幼稚園・保育所等の利用定員の設定に際して意見反映を行うほか、子育て支援のための総合的かつ計画的な推進などについて調査・審議していただくことになっているところでございます。平成26年9月頃までに4回から5回程度の会

議の開催を予定しております。また、委員構成は20名以内で、子育て中の保護者をはじめ、教育・保育両分野の関係者や学識経験者等の参画を考えております。その後、パブリックコメントを経まして、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定する日程になっているところでございます。

**○7番議員（高田チヨ子）** 今、子ども・子育て会議のお話しをお伺いいたしました。実は昨日、保育園の先生とまたお話しをする機会がございました。この学童保育、何とかならないもんだらうかと、やっぱり保育園の先生方はそう思っているみたいです。まだまだ、もし指導者のこととか、いろいろ考えていることがあるのであれば、明日一般質問で言ってくださいと言われたんですけども、市内にはたくさんの退職された先生方、そしてまた、幼稚園・保育園を辞めた方、また、幼稚園・保育園で働きたかったけれども働けなかった資格を持っている方、そういう方たちもたくさんいらっしゃる。そういう方たちも参加できるようにして、この学童保育事業をもっともっと推進して行けたらいいのになってというお話しも伺いました。本当に大事なことではないかなって。これからの子供たちの未来のために、やっぱり私たちが一生懸命取り組んでいかないといけない、そして、もう定年された方でも、まだまだお元気な方はいらっしゃるわけですから、その方たちに助けてもらって、この事業を推進していくことが大事ではないかなって思いますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 子供たちが安心して、また、親も安全な学童クラブ、またはそういう場所での運営を期待しているということは承知をしております。そういう意味で、議員から様々なご意見をいただきました。県内においても、その運営方法はいろいろあるかと思えます。今後、様々な方々、つまり保護者、そして保育園関係者、地域の方々の意見を聞きながら、この運営については、いろいろと考えていかなければならないのではないかなとは思っております。そういう意味で、子ども・子育て会議というもので審議をいただき、よりよい放課後児童クラブが実施できるように調査をしまいたいと思います。

**○7番議員（高田チヨ子）** 未来のために、子供たちの安心・安全のために、一生懸命頑張ってくださいなと思います。どうかよろしく願いいたします。以上で終わります。

**○議長（森時徳）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

**○議長（森時徳）** 休憩前に続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○11番議員（前之園正和）** おはようございます。私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り平和と民主主義を守る立場から、通告に基づき質問を行います。

今度の議会は、我々議員にとっても市長にとっても、任期中最後の定例会であると同時に

に、平成最大の疑獄事件とも言われる徳洲会問題が、指宿においても、地検による聴取や報道機関からの取材が行われており、市民の中からも疑惑があれば徹底して解明してほしいなど、政治倫理に関するいろんな思いが発せられている中での議会であります。

さて、まず市長の政治姿勢について通告をしてあります。その一つは、地元選出国会議員との関わり方についてです。市政を進める上で、政策の実行や推進のために、市長として各政党に陳情したり、国会議員、とりわけ地元選出の国会議員に力を借りたりすることは一般的にあると思います。そのような意味で、市長は、地元選出国会議員とどのような理由でどのような関わり方をしているのか伺います。

次に、企業や団体からの献金、選挙買収などに対する考え方について伺います。企業・団体献金は、名称こそ献金ではありますが、目的のない献金はあり得ず、事実上の賄賂だという見方が正しい見識ではないでしょうか。ましてや、選挙買収や票の買い取り、便宜強要などはもつてのほかであります。これらに対する市長のお考えを伺います。

次に、市長・副市長等についてとして通告をしてありますが、まず、市長などの退職金について伺います。これまでの質問に対する答弁の中で、県の市町村総合事務組合に加入をし、その定めによって市長などの退職金を運用しているということでした。また、市町村総合事務組合に加入するもしないも、それぞれの自治体の主体的判断によるものであって、強制的なものではないこと。さらに、前回質問した時点で、実際に市町村総合事務組合に加入していない自治体もあるということでした。加入しているものを脱退するとか、現にある退職金を廃止するためには、議会を含めてそれなりの手続きや時間が必要なことは当然であります。そのことは私も理解をしております。しかし問題は、退職金を廃止しようという認識と決意であります。改めて、市長などの退職金の廃止についてのお考えを市長に伺います。

もう1点は、副市長を一人に戻す考えはないかどうか伺います。

次に、国保税についてであります。全国的に見れば、国民の約3割が加入する国民健康保険の危機が深まっています。高すぎる国保税が払えない世帯が約2割に上り、保険証を取り上げられて医療機関にかかれない人が後を絶ちません。全国的に公的医療を保障する国民皆保険の中心的な仕組みである国保が機能不全に陥り、国民の命と健康を脅かしている事態を放置することはできません。このような事態に陥った最大の原因は、度重なる国庫負担割合の低下であります。国保医療費に占める国庫負担は現在25%程度にすぎず、1984年の約半分にまで削減されています。国保事業の再建、国保会計の再建のためには、この国庫負担割合を元に戻すことが何より求められるところです。一方で地方自治体は、住民の暮らしを守るのが仕事であることから、国の悪政の押しつけを住民をするのではなく、住民を守るための防波堤の役割を果たさなければなりません。財政的責任を国に求めることは当然として、地方自治体として何をなすべきか、その点について質問をするものであります。

まず、国保税が高い、何とかしてほしいという市民の声をどのように捉えているか伺いま

す。

次に、市としてあらゆる努力のもとに、国保税を引き下げるべきだと思いますが、お考えを伺います。

次に、子供医療費についてであります。子供医療費の助成については、私もこの間、何度も質問をしてきました。市としても助成対象の拡大や無料化などを一定行ってきました。そのこと自体は市としての努力を認めるところでありますが、それでも周りの自治体が中学校卒業までを対象にするところが増える中で、指宿市においても更なる改善・充実が求められるところです。指宿市においても、中学校卒業まで無料にすることが、若いお父さんやお母さんの願いからしても、時代の流れとしても望まれるところです。県内においても、住民の願いが根底にあることから、市長選や町長選における公約として掲げ、任期中に実現をするというケースが増えています。豊留市長は、次期市長選に立候補する意志を既に表明しています。そこで伺いますが、子供の医療費は、中学校を卒業するまで無料にすることについてどう考えるか、また、窓口無料化についてどう考えるか伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度についてであります。個人住宅のリフォームをすることによって住環境を改善すると同時に、地元建築業者及び関連業者の仕事を創設し、地元経済の発展・活性化にも寄与するものです。本制度は、内容こそ多少の違いはありますが、制度としては各自治体に広がりを見せています。また、最初は単年度事業であっても、充実・見直しをしながら継続事業にするところも増えています。そこで伺いますが、制度創設から現在までの実績はどのようになっているか。また、制度継続と改善についてはどのように考えているか伺いまして1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地元選出国會議員との関わり方等についてご質問をいただきました。市の抱える行政課題のうち、国直轄で行われる、即ち国が直接行います国道や港湾等の社会資本整備と、地方財源の充実・確保や国民健康保険制度の支援拡充など、制度改正等について、党派を問わず、地元の国會議員や鹿児島県選出国會議員の方々に協力をいただきながら、各関係省庁への要望活動を行っているところでございます。国會議員の方々には、常日頃から要望箇所や災害箇所を見ていただいたり、要望案件を推進するために地元で開催されますシンポジウム、話し合いなどへの参加など、積極的な活動をいただいているところでございます。これまで行ってきた要望活動といたしましては、本市が加入している南薩地区総合開発期成会、指宿市・枕崎市・南さつま市・南九州市でございますけれども、国道226号整備促進協議会での要望活動や、市民団体であります指宿港海岸保全推進協議会との合同による要望活動等を行っているところでございます。

次に、政治姿勢について質問をいただきました。政治資金規正法では、個人が政治家個人へ金銭や有価証券により寄附することは、選挙運動に関するものを除き禁止されています。政治家が指定した資金管理団体や後援会への寄附は、企業や労働組合等は一切禁止されてお

りますけれども、個人は可能となっております。また、政党へ寄附する場合は、政党へ直接寄附する場合と、政党が指定する政治資金団体へ寄附する場合の2種類があり、この寄附は個人だけでなく企業も可能となっております。一方これらの寄附につきましては、個人・企業ともに寄附金額を制限する量的制限や、寄附をすることができる団体等の要件を定める質的な制限、更には資金管理団体の収支報告義務等が定められ、政治家と企業等との癒着や政治腐敗が生じないよう厳しく規制がされていると考えております。また、選挙買収等につきましては、国民・市民の政治への信頼を確立するためにも、絶対にあってはならないと思っております。

次に、市長・副市長等について、副市長を一人に戻す考えはないかとのことをございます。副市長の二人体制は、本市を取り巻く、喫緊の行政課題に適切かつ迅速に対応するための体制であります。例えば、地方分権の推進、少子高齢化、医療費の抑制、地域産業の活性化、様々な自然災害等に対する防災対策、社会インフラの整備・維持等、多岐にわたってその対策が必要になっております。その中でも、特に本市においては、健幸のまちづくり推進事業・指宿港海岸整備事業・中心市街地活性化事業・防災行政無線整備事業・ごみ及び消防に係る広域行政の推進など、懸案であった行政課題が大きく推進したものと考えております。このことについて、職員一人ひとり、また市議会の皆さんのご理解・ご協力があったことはもちろんでございますが、2人体制であったため、一つ一つの行政課題について、様々な角度から十分な検討ができ、それに基づいた適切な指示、または新たな発想等による課題の解決方法の指示がなされたことも大きかったものと思っております。

次に、国保税の件でございます。国民健康保険税を1世帯1万円引き下げて、一般会計から補填分と繰り出した場合、平成25年10月末現在の世帯数が8,489世帯で計算いたしますと、一般会計からの繰り出しが大変増えることとなります。そういう意味で、国民健康保険については、これまでも慎重な審議がなされたところでございます。今後、この国保会計につきましては、様々な検討を元に、今後、市民の皆さん、そして、議会の皆さんの理解を得てまいりたいと考えております。

子供医療費助成についてでございます。乳幼児等医療費助成制度を中学校卒業まで対象にできないかのご質問でございます。次代を担う子供たちを、健やかに産み育てていくための環境整備につきましては、多様な対策が必要であることは認識をしております。このため、乳幼児等医療費助成制度につきましては、本年6月診療分から市町村民税非課税世帯以外の世帯に対する負担額を廃止し、小学校3年生までを完全無料化したところであります。中学校卒業までを対象にすることにつきましては、県の助成制度が小学校就学前までとなっており、それを超える分は、全額市が負担することとなります。したがって、乳幼児等医療費助成制度を中学校卒業まで対象を拡充することにつきましては、本年6月診療分から拡充したばかりでございますことと、本市の財政状況を鑑みまして、当面は現在の制度での

運用にご理解をいただきたいと思ひます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（邊見重英）** 市長などの退職金を廃止する考はないかというご質問でございました。本市の退職手当につきましては、特別職、一般職ともに、平成18年1月1日の合併時に、鹿児島県市町村職員退職手当組合に加入いたしております。現在では事務の統合等によりまして、鹿児島県市町村総合事務組合となっており、退職手当は、この組合規定に基づき支給されることになっております。また、特別職の退職手当につきましては、地方自治法第204条において支給することができるとした規定が設けられておりますので、その職責を全うし、それに基づいた給与や退職手当がその対価として支給されているものと考えております。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 国民健康保険の財政につきましてご質問がございました。市民の皆様にご負担いただいております国民健康保険税が、高いということにつきましては、十分承知しているところでございます。このため、市といたしましても、可能な限りその負担増を抑制できるよう、平成22年度から平成25年度まで、一般会計から約8億円の法定外繰入れを行ったところでございます。今後の財政状況につきましても、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療給付費が伸びるなど、国保財政の事業は非常に厳しくなっていくものと考えております。しかしながら、市の財政は非常に厳しい状況にありますので、一般会計からの繰入れにも限界があるものと考えているところでございます。

それから、国保税を引き下げる考はないかということでもございました。国民健康保険特別会計の貴重な収入の一つが国民健康保険税であり、加入者の皆様にご負担いただいておりますが、近年の高齢化や低所得者の増加などの構造的な問題や、国庫負担率の引き下げなどによる収入の減など、様々な事情により経常的に財政不足が生じているため、平成23年度、平成24年度に、やむを得ず税率等の改正をさせていただいたところでございます。また、国民健康保険税額の改正に加え、市も非常に厳しい財政状況の中、これまで一般会計から、先ほども申し上げましたが、法定外繰入を行っているところでございます。一般会計の財政状況から考えますと、法定外繰入額にも限度があると考えており、このような状況を踏まえ、現時点で税額を引き下げることは、極めて難しいものと判断せざるを得ない状況となっているところでございます。国民健康保険運営に関しましては、現在、都道府県レベルでの運営への移行など、運営の在り方そのものに関わる議論がなされております。今後の運営形態が不透明な状況ではありますが、本市といたしましては、制度の改正等に拘わらず、特定健診・特定保健指導・運動教室などの開催などにより、保健事業等を実施して、疾病の未然予防に努め、市が推進するSWC構想などの充実はもとより、連携した様々な健康のまちづくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

それから、子供医療費助成についてということで、窓口無料化についてのご質問をいただ

きました。国におきましては、医療費の助成制度を窓口無料化、いわゆる現物給付にした場合、法定どおりの医療費自己負担分を徴収している市町村との間に不公平が生じるため、現物給付を行っている自治体に対して、国保会計の国庫負担金を減額調整することとしております。また、県もこのような状況にありますことから、現物給付を行う市町村に対しては、助成を行わないこととしており、県内においても、現物給付を行っている市町村はない状況であります。しかしながら、乳幼児等医療費助成制度の現物給付方式の導入につきましては、子育て支援などにも繋がることから、県市長会において、県内全市が県へ要望をいたしておりますので、引き続き要望をしまいたいと考えております。以上です。

**○産業振興部長（高野重夫）** 住宅リフォーム助成制度について、制度創設から現在までの実績についてですが、住宅リフォーム制度は、補助金3,000万円を財源として、7月から受付を開始し、11月末現在で、申請件数150件、補助金申請額約1,200万円、事業費ベースが約1億9,600万円となっております。5か月間で補助金ベースの執行率が約40%であります。

次に、制度継続と改善についてであります。先ほど申しましたとおり、現在、約1,200万円の補助金と、約1億9,600万円の工事費が市内に投入されたこととなります。総務省統計局の経済波及効果分析シートを活用して経済波及効果を試算してみますと、合計額2億800万円の実績額に対しまして、約4億円の経済波及効果があったことが示されます。この数字から推察しますと、本市の経済にも少なからず効果があったものと思っております。次年度以降の制度の継続につきましては、最終的な制度の利用状況や経済状況、市の財政状況等を総合的に勘案しながら、また、どのような方策がより効果的なのかなども含め、対応を検討してまいりたいと思っております。制度の改善に関しましては、補助金の額は、既に執行された補助金の額との公平性や、より多くの市民に利用していただきたいとの考えから、事業費の10%以内、上限10万円の額で、今後も取扱っていきたいと考えております。また、補助金をすべて市内の経済に反映させたいという考えから、今後も居住する地域の商品券で支給してまいりたいと考えております。一方、現在、補助金ベースで約40%の申請に止まっておりますけれども、これまで市広報紙やホームページ等で周知したり、商工会議所や商工会の会報への掲載、建築士会などへの説明会など、広報に努めておりますが、今後も可能な手段を利用し、また、あらゆる機会を捉えて、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（前之園正和）** 地元選出国會議員との関わりについて、党派を問わず連携といたしましょうか、願いますかはしていると、要望等しているということでありました。市長に伺いますが、今も言ったとおり、自分の政治的立場とはともかくとして、その時々、国會議員に対して市政運営上の協力要請や陳情を行うというのは一般的にあることではあります。そのことと特定の政党・団体や候補者に対して当選を願って選挙前から諸行動を行うのとは次元が違うというふうに思います。そこで伺いますが、昨年の衆議院選挙の時に、市長は特

定の候補者の当選を願って行動し、当選の際には喜びを表現したということは周知の事実ですが、相違ないですか。

**○市長（豊留悦男）** もう、ご案内のように昨年12月の衆議院選挙におきましては、本2区から3名の方が立候補されておりました。私はこの3名の立候補者に対しては平等に、しかも要請があった場合にはそれなりの市長としての対応はしてまいりました。やはり、そういう場合にも、特定の候補者を市長が、どういう答弁を引き出したいのか、そこがはっきりしませんけれども、例えば、いろんな集会、その他特定の候補者を応援するために私が事前に、選挙前に動いたってという事実はないと私は思っております。

**○11番議員（前之園正和）** 自分のことなのに思っておりますというのはちょっとおかしな表現だと思うんですが。後で修正されたように、我が党も立候補しておりましたので、3人です。今の市長の答弁ですと、共産党の方は要請をしなかった訳ですので、それはそれとして、もう一方、民主党の方がいらっしゃいましたが、民主党からもそういう事前のですね、挨拶をお願いしたいとか、そういうことはあったのかなかったのか、私は知る由もありませんが、とにかく同じように扱ったと、要請があればですね、いうことでよろしいんですか。確認いたします。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりでございます。

**○11番議員（前之園正和）** それでは、市長選挙、4年前になるわけですが、市長選挙の時に特に徳洲会の関係者、あるいはグループから市長自身が支援を受けたということはあるのかなのか、その点を伺います。

**○市長（豊留悦男）** そういう事実はございません。

**○11番議員（前之園正和）** 昨年の衆議院選挙のとき、2区は3人が立候補しましたが、当選された方は、当時自民党公認でした。そして、自民党公認であると同時に、徳洲会グループ総抱えで選挙戦を行っていた。そのことは当然ご承知だと思うんですが、よろしいですよ。

**○市長（豊留悦男）** 表現は少し違いますけれども、やはりそういう団体の応援は受けていたと思っております。

**○11番議員（前之園正和）** 報道によれば、昨年11月の衆議院解散後、徳洲会グループ企業から多額のお金が引き出され、その一部が親族らから陣営関係者を通じて選挙区内の政界関係者にも提供された疑惑があると報道されております。市長はマスコミに対して、違法な選挙運動などについて全く知らなかったと言っております。そこで伺いますが、過去の選挙において徳洲会関係者が選挙違反に問われ逮捕されたことがあるのかなのか、その辺の事実関係も全く知らなかったのかどうか。過去の分については知っていたが、昨年の選挙については知らなかったということなのか、その点はどうですか。

**○市長（豊留悦男）** 政治という舞台に私が出たのが4年前の選挙の時であります。そういう意味で、政治の献金その他疑惑、徳洲会がらみのそういう問題については、私は存知得ません

でした。

**○11番議員（前之園正和）** 過去に徳洲会関係者が、過去の選挙ですよ、において関係者、広い意味でです、が逮捕されたりという事実があったということも知らなかったんですか。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりでございます。

**○11番議員（前之園正和）** にわかには信じがたいですが、そう答弁されておりますので。それから、選挙区内の政界関係者などにお金が配られたという報道がなされ、疑惑がある中でですね、当該の候補者を応援した人は、疑惑の対象になるのは必然だというふうに思うんですが、そのことについては市長はどのようにお考えですか。

**○市長（豊留悦男）** 候補者を応援した方が疑惑の対象者になっているという、そういう話でございませけれども、そういうことが一概に言えるのかどうか、事実関係については私も承知しておりませんので、そのことについて、そうだ、違うということは私の方から言えないところでございます。

**○11番議員（前之園正和）** 私は、応援した人が全部どうだということ言っているわけではなくて、当該の候補者を応援した人というのは、その疑惑の対象にされるということは一般的な見方ではないかということをお問うているわけで、応援した人はみんな怪しいとかいうことを別に言ってるわけじゃないんです。そういう点で、候補者を応援したというのは、疑惑の対象になるのは必然ではないかということをお問うているんですが、応援しても疑惑の対象にはなるべきでないということなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 応援した方がどのような形で応援したのか、疑惑の対象となり得るその根拠というのは、私にははっきりしないところでございますけれども、そういう意味から、即ち、選挙を応援した方々が疑惑の対象となるのは必然という、その言葉の意味が私にはどうしても理解できなかったわけでございます。

**○11番議員（前之園正和）** 必然という、そこが問題であれば、疑惑の目で見られるということは一般的であろうということについては間違いのないところだろうと思います。それから、企業・団体献金についてですが、資金管理団体及び政治家個人に対しての企業・団体献金は禁止されております。しかしながら、政治資金団体・政党に対しては残念ながら禁止されておられません。結局、政党を迂回して政治家個人に入ることになり、ざる法と化しております。政治の主人公は国民一人ひとりであって、企業や団体ではありません。企業や団体が献金するには、見返りを期待してのものになり、賄賂性を帯びることになるのではないのでしょうか。形を変えた選挙買収という見方もできます。市長はこのことについてはどのようにお考えでしょうか。

**○総務部長（邊見重英）** 政治活動に対する寄附金についてでございますけれども、公職選挙法や政治資金規正法等に基づきまして認められている寄附につきましても、問題はないものと思っております。

**○11番議員（前之園正和）** 法律にあつていけば問題ないというのは当たり前なわけで、そのざる法化していることについてはどうかということを知っているわけですが、それはいいです。

報道によれば、資金提供の明細を記したメモが押収され、地元政界関係者向けの対策費として900万円余が計上され、昨年、選挙告示直前に30万円ずつを県議2人に提供したことや、後援会幹部と市議らに10万円程度を渡した記載があったと報道ではなっております。これが事実であるならばゆゆしきことですが、同じ政治に関わる者として市長はどのように考えますでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 政治倫理の確立ということを議員の方から申されました。まさしくそのとおりでございます。疑惑の解明ということも当然必要になってまいりましょう。その過程において、私の方でいろいろとコメントすることは、現在できないところでありますけれども、やはり、市民に信頼される政治であるためには、議員のおっしゃるとおりでございます。全容の解明というのは急がれるところであろうというのは、そういう意味で申したわけでございます。疑惑が持たれないような、透明性のある政治というのは、何より大切なことであろうかと思っております。そういう意味からも、今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

**○11番議員（前之園正和）** マスコミに対する言葉の中でも、現状では見守るとかいうふうに市長がおっしゃったということが載っておりますが、推移を見守る、様子を見るということについてですが、この答弁であるようで答弁ではないような気がするんですね。これ事実であるならばとして伺っているわけで、法に触れる行為であれば許されない行為という点では明確にできるわけですかね。

**○市長（豊留悦男）** 事実であればという前提のもとで、いろいろ私にその回答を求めている、そう思っております。そういう意味から、私はそれが事実であるという、そういう前提でのコメントというものはできないと言っているわけでありまして。そういう意味から、疑惑の解明というのを待ち、そして事実かどうかを判断した上で私なりのコメントを申し上げたいと言っているところでございます。

**○11番議員（前之園正和）** 市の行政というのは、ある意味では結論が出ないうちに将来を見越して事業を興すことが当然じゃないですかね。例えば今、災害でもですよ、津波が10mは来たとすればこうなるから、こういう防波堤を造るとか、あるいは何をしようとかいうことになるわけです。地震が来たとするならば、こういう災害が想定されるので、っていうことになるわけでしょう。地震が来るか来ないか分からないということで、対策はしませんよというわけにはならないわけですから。そういう意味で言えば、事実であるならばという、いわばそういう下での答弁はできないというのはですね、おかしな話だと思うんです。

それから、徳田毅議員は、自らの選挙に関わる問題なのに国会も欠席をしたようです。何

らの説明もありません。市長が応援をした議員がこのような態度であることに対して、政治家としてですね、本来の姿と思うかどうか。その点は自らの政治姿勢にも関わりますので伺いをいたします。

**○市長（豊留悦男）** そういう現実があるということも、私は認識をしております。やはり、政治家として自らの政治信条に基づいた行動は取るべきだろうと思っております。

**○11番議員（前之園正和）** 徳田氏については、本人への調べもいつているかのように報道されておりますが、現在は、家族、それから責任者等含めて連座制の方向で調べがいつているようです。そういう意味においては、まだ結論は出てないわけですが、それにしても報道されている内容からして、徳田議員は、自ら議員を辞職すべきではないかというのが国民の見方ではないかと思うんですが、選挙で応援した者として、応援をしてないとおっしゃいましたかね、当選を大いに喜んだ者として、市長は今の状態の中で、明らかになっているものだけでもですね、からしても、辞職を自らすべきだというふうに思うんですが、そのことについてどう考えるか。それとも市長は徳田毅議員を信じ、辞職には当たらないというふうにお考えなのか、どちらでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 本地区の選出国會議員として、当選した際には当然祝福はすべきだろうと思えます。喜ぶというのとそことの、やはり、言葉のニュアンスというのは、若干私と議員との中では違うようでございます。そういうことを考えたときに、本人の判断でございますから、私が第三者的にあなたを応援したからこうすべきだろう、こうやるべきだろうということが果たして言えるのかどうか。それは先ほど申し上げましたように、本人のそれぞれの判断でありましょう。政治信条と申したのはそういう意味でございます。応援したから、こうしたからという、私が先ほど申し上げましたように、勘違いをしてほしくないことは、同じように要請があれば、市長として選挙前も行動したつもりであります。そこだけは、私は確認をしたいと。そういう意味での国政報告会をはじめ、案内があったときには、市長として同じように対応をしてみりました。公務が許す限り、できないときにはそれなりに、私の代理としていろいろ出ていただきましたけれども、当時は2人とも国會議員でしたから、それなりに当然、市長とやるべきそういう責任は果たしてきたつもりであります。ですから、議員が今、質問をいたしましたように、選挙前からいろいろと温度差を付けたようなというような、そういう表現が先行しますと、いろんなことで私の答弁と、議員の質問の内容が差異を生じてまいりますので、私は改めて今、申したところでございます。

**○11番議員（前之園正和）** 私はその辺について、共産党以外に自民党公認、民主党公認あったわけですので、どのような対応になったか私は知る由もないんですが、市長のおっしゃっていることは、要請があれば同じような対応をしたということのようです。例えば、選挙前のこういう集会であるのでお言葉をというのがあったのかないか知りませんが、そういうことも含めて、要請があれば同じように対応したという答弁でした。私はそのことについて

てどうだったのかは知る由もありませんので、一応伺っておきます。

それから、応援した者として議員辞職を求めるべきではないかということについてはですね、敢えて応援した者としてというふうに言いましたが、応援をしていなくてもですね、一有権者として見た場合にも、もう辞めるべきではないかという見方があってしかるべきだというふうに思います。

時間も相当食いましたので次の方に入りたいと思いますが、市長などの退職金については、支給することができるというふうになっているからやってるんだということでした。正に支給することができる、でありますから、支給しなければならないではないわけで、0にすることが可能だということを、そのことは物語っているわけでありまして。それから副市長の2人制については、喫緊の課題がいろいろあるのということでしたが、もちろん市の行政には幅広いことがあるわけですけれども、それは優秀な部長さんたちいらっしゃるわけですので、副市長2人いなくても、部長で対応できるんじゃないですか。それとも部長で対応ではできないんですか。市長に伺います。

**○総務部長（邊見重英）** 部長等もいるので、対応ができるのではないかというご質問でございました。先ほども答弁をさせていただきましたけれども…。

**○11番議員（前之園正和）** 議長、すいません。部長さんで対応できるんじゃないかというのに、部長が答えるのがおかしいんじゃないですか。市長お願いしますよ。

**○総務部長（邊見重英）** 私の方で答弁させていただきます。いわゆる市の組織を横断的に指揮するトップマネジメント機能の強化を図る必要があるということから、副市長の2人体制というのは非常に重要であるということで、この間、副市長の2人体制を敷いてきているところでございます。また、必要な事業等が、人件費で例えば、その人件費で何かできるのではないかというようなこともあろうかと思っておりますけれども、それらにつきましても、私どもの方としましては、必要な事業についてはそれなりに予算を組んでやってきておりますので、そのようにご理解、市民の方々にもいただいていると思っております。

**○11番議員（前之園正和）** 部長から答弁いただきましたけれども、優秀な部長さんがたくさんいるので、それで対応できるんじゃないかというような市長判断を求めたんですよ。部長は答弁するのはおかしいんじゃないんですか、その点では。

時間も相当食っていますので飛ばしていきますが、議員の場合には、以前は年金制度があって12年勤続ということだったんですが、今は制度が廃止になっております。また、市の職員の場合には、勤続年数に応じて一定の退職金があるわけですが、市長などの場合には、4年間に満たなくても、勤続月数によって支払われるようになっております。これはどう考えてもですね、常識的にも額としても多いと思うんですが、市長・副市長・教育長、退職金の額は一期で幾らになるか、条例上の額で決まっていくと思うんですが、幾らになりますか。数字だけ簡単をお願いします。

○**総務部長（邊見重英）** 特別職の退職手当についてでございます。鹿児島縣市町村総合事務組合の組合規定に基づき支給されることになっておりますが、一期の退職手当につきまして、市長が約1,550万円、副市長が約910万円、教育長が約850万円となるところでございます。

（発言する者あり）

○**11番議員（前之園正和）** もう、次いきます。国保税の問題ですが、高いという市民の声をどう捉えているか、国保税を引き下げる考えはないかということでしたが、国保税が高いという市民の声をどう捉えるかはですね、市長はどう捉えるか聞いてますので、市長お答えください。

○**市長（豊留悦男）** 国保特会の運営状況、議員もよくご存じのとおりでございます。そういう意味で、一般会計からも多額を国保会計に入れているところでございます。法定外繰入が8億円という、そういう事実をどう見るのかというのも、一方では必要だろうと思います。市民の皆さんにご負担をいただいている国民健康保険税、このことが、数値的なもので議員が前回もお示ししましたとおり、高いということは、一般的にそうだろうという意味で承知をしておりますと言ったところでございます。ですから、可能な限りその負担増を抑える、抑制できるように、平成22年度から25年度まで、8億円という多額を法定外繰入を行っているところでございます。そういう意味で、やはり、市の財政状況等を鑑みながら、この国保税をどうしたらいいのか、市民の声というのは大切にしますけれども、市の財政状況というのでも考えながら総合的に判断すべきことであろうと思っております。

○**11番議員（前之園正和）** 市の財政が大変なことは分かっているつもりではありますが、市民の声、ただ高いというだけでなく、市の財政も大変かも知れないが、国保税は限界だ、何とかしてほしいと、これが現に寄せられている市民の声です。23年度と24年度に2年連続で国保税値上げがありました。一つ数字をいただきたいと思うんですが、収入200万円の世帯で2年間の値上げ額は幾らになりますか。

○**健康福祉部長（野口義幸）** 国保税の税額の件でございますが、世帯総収入が200万円についてでございますが、所得額を給与所得者の算定基礎に準じて算定し、資産なし、世帯のうち介護保険分該当者が2人という条件で税額算定をいたしてみました。2人世帯のケースは、平成22年度が18万7,900円、平成23年度が19万6,500円、24年度が21万4,500円となっております。また、3人世帯のケースは2割軽減に該当いたしますので、平成22年度が18万9,400円、平成23年度が19万8,100円、24年度が21万6,900円となっております。また、4人世帯のケースも2割軽減に該当し、平成22年度が21万800円、23年度が21万9,900円、24年度が24万1,200円となっております。

○**11番議員（前之園正和）** 先ほど言いましたように、市の財政も大変かもしれないが、国保税は限界だ、何とかしてほしいというのが市民の声であるし、今の数字からもそういうことなわけです。

それから、子供の医療費ですが、県が圧力を掛けているということも明らかになったわけですので、全市で窓口無料化について要望しているということでしたが、それは引き続きやっていただきたいと思うんです。それから中学校卒業までについてですね、これまでも何回も質問をしてきたんですけども、今、お陰様で努力によって小学3年生まで無料になったんですが、後3年伸ばして小学校卒業するまでに後1,200万かかると。さらに3年伸ばして中学校するまでに、後1,200万かかるとというのがこれまでの答弁です。つまり3年ごとに1,200万ですから、同じように積算しているわけですけども、実際には、中学校に行けば体もできてきますので、病院に行く回数も減ってくるし、ということを考えればですね、見積もりにちょっと若干見込み違いがあるのではないかと、上の方に行くともあまりかからないのではないかと、という気がするんですが、その点はどうですか。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 今、議員の方からお話がありました、本年度6月分から小学校3年生までを完全無料化いたしまして3,000万円の財政負担、年額6,100万円を当初予算で計上いたしました。それから、中学校卒業するまでという話で、今、1,200万1,200万の2,400万というお話をいただきました。我々といたしましては、現在の受診状況から推計いたしました数字でございますので、このような数字になるということ判断しているところでございます。

**○11番議員（前之園正和）** 住宅リフォーム助成制度については、150件でこれまで1,200万の財源を使って1億9,600万の事業費、経済効果としては4億円ぐらいあるだろうということでしたが、非常に効果のある事業ということが言えると思うんですね。そういう点では、この投資額に対して効果といいましようか、その割合を見るとほかに類を見ないぐらいの効果ある事業だというふうに思うんですけども、その点がどうか。そしてまた、制度の継続と改善については、総合的に結果を見てということでしたが、その意味合いは、できるだけ制度継続と改善をしたいという前提でのと言いますかね、お考えがあるから結果を見てということなのかなというふうに思うんですが、その点どうですか。

**○産業振興部長（高野重夫）** 住宅建築は産業としての裾野が広く、景気対策の一つとして経済効果は大きいと考えております。現在、平成26年度の予算編成作業を進めておりますが、歳入の見込みや義務的経費を含めた歳出の状況、最終的なこの制度の利用状況、市の財政状況を総合的に勘案しながら、また、地域産業の活性化対策としてどのような方策がより効果的なものかなどを含めて検討してまいりたいと考えております。

**○11番議員（前之園正和）** 今回質問させていただいた中で、例えば、子供の医療費、住宅リフォーム、それから国保税の問題ですね、少しやり取りをさせてもらったんですが、市長はこれの中で、次期市長選挙にも出るということですので、マニフェストに盛り込みたいというようなものはあるんでしょうか、それともないんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今日様々な角度からご質問をいただきました。私としてもこの4年間、議

員からは、子供医療費の問題、副市長の問題、そして国保税の問題、議会があるたびに深く考えさせられる質問でもございました。子供たちの夢を育むという面では、大切にしなければならぬ懸案事項でもございます。健康で自ら成長できる、そういう子育ての環境作りも必要でしょう。子供を安心して産み育てる環境づくりは、行政の最重要施策の一つとして今までも取り組んでまいりました。中でも、乳幼児等医療費助成制度につきましては、本市の財政状況もありますけれども、子育て支援の一環として、23年6月に対象児童を就学前から小学校3年生まで引き上げたところでございます。その他様々な子育ての課題がありますという、そういう現実を見ながら、今後、マニフェストをどう作り上げていくのかということについては、考えさせていただきたいと思っております。子供たちが指宿市で安心して、そして、安全で大きく育つような、そういう施策というのは大切でありましょう。やはり、今回、安心して子供を出産するための施策として、産科医療を守るという観点から、指宿医療センターに産科医が派遣されるよう努力もしてまいりました。今後においても、若い世代が安心して出産や子育てができるよう、環境の整備に努めることができるような施策をマニフェストに盛り込みたいとは、現時点では思っているところであります。

**○11番議員（前之園正和）** 市民の声という点で一つ紹介するつもりで忘れたんですが、子供の医療費に関してですが、私どもが市民の声を聞く中でこんなことがあったようです。南九州市では、既に中学生まで無料だと。それが話題になると引っ越すなら南九州だよ、という話が出されたということもあるということなんですよ。引っ越す条件としてはそればかりではないと思うんですが、やはりそれほど、若いお父さんお母さんについては、深刻な課題だというふうに思うんです。ほかの自治体でも、お金があるからやるっていうのではなくて、苦しい中でもやってきてるんだというふうに思います。

それから、もう最後の質問になろうかと思しますので、もう一つですね、一番最初の問題ですが、市長は、徳洲会の選挙違反事件には全く関係ないということで答弁をいただいたわけでありまして。当選を喜んだというのは事実だということなんですが、その事前については、同じような対応をしたということでした。報道では、2区内の政治家、その他民間も含めてですね、いろいろなことが行われている、お金も流れたんじゃないかというようなことが報道されております。2区内の政治家という意味では市長も我々議員も同じ、そうでありまして、今後どのように展開するのか分かりませんが、市長、あるいは我々議員もそうですが、市民やマスコミに疑念を持たれると言いましょか、ような事態になっていくかもしれない。それについて、あんまり深い関係じゃないとしてもですね、大変当選を喜んだという関係からすれば、市長も、私は全くということにはならないと思うので、疑惑、あるいは疑問を持たれるというようなことになった場合には、どういう対応をされるのか、最後に伺っておきます。

**○市長（豊留悦男）** 疑惑を持たれる時にどう対応するか。それは事実に基づいた、やはり、事

実に基づいたと言いますか、事実をもとにいろいろ話をし、できるだけ真相が早く明らかになるように努力をすべきであろうと、私は思っております。

○11番議員（前之園正和） 2区内の政治に関わる者という点では、我々議員もその中に入るわけですので、市長自らは全く関係のないということのようなんですが、指宿市の議会の中にもですね、そういう疑問を持たれる状況だということについて何か感想ありますか。

○市長（豊留悦男） 先ほどからお答えしておりますように、そのことの事実の、いわゆる真相というのが明らかになることを望んでおります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時59分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○1番議員（井元伸明） 1番、井元です。通告にしてあります5点につき、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、松くい虫の被害状況についてであります。近年、市内の至るところで大量の松くい虫による被害が増大し、国道・県道沿いの景観を損ねるような危険箇所においては、伐倒駆除事業によって樹齢50年以上の松の木の切り出しも行われている状況でもございます。多くは手つかずの状態、枯れ松が増え続けているのが現状でございます。そこでお尋ねをいたします。被害の面積はどれぐらいで、また、被害の経済的損失はどれぐらいと想定しているのか、お尋ねをいたします。

2点目に、鳥獣被害についてであります。全国至るところで鳥獣による被害が増大し、場所によっては猿などによる人的な被害も発生しているところもあり、被害の防止対策が急がれるところであります。指宿市といたしましても、この被害防止対策事業費に大幅な予算措置をしていただいておりますが、近年度における鳥獣被害状況はどのように推移をしているのか、まずお尋ねをいたします。

次、第3点目でございますが、全国の各時自体においては、地域おこしの一環として、街コン、婚活に取り組み実施をされている事例が多く見られます。例を申し上げますと、全国の31都道府県で取り組んでいるようでございます。実施比率にして、実に66%、市町村別に見てみますと、551の地区で実施しております。この比率で申し上げますと33%にも上りません。このように地域おこしに繋がるようなイベントを実施し、地域に元気をもたらしている状況でございます。指宿市内においても、本年6月の15日に青年会議所、青年部の主催により「指宿で街コン」と称しまして実施され、男女50名の定員募集に対し、64名相当のカップルの方々が集まっております。指宿駅前周辺の飲食店5店舗の協力の下、盛大に開催をいたしております。開催の目的に、地域に元気を取り戻し、商工業者をはじめ地域住民の元

気な笑顔と地域活性化活動に取り組みたいということでございました。これらの取り組みに対しましては、指宿市といたしましても、何らかの協力をしていただいているということでございましたが、今後、指宿市が積極的に取り組むことによりまして、まちおこし、地域活性化に繋がると思われますが、結婚相談所的なものに取り組む考えはないのかお尋ねをいたします。

次、第4点目でございますが、これはなのはな館のことについてでございます。閉館して、平成26年4月で4年目を迎えようとしております。公募の状況と、休館状態での市としての経済的な損失は計り知れないものがあると思われませんが、その損失額はどれぐらいと試算しているのか。また、市長は、然るべきときに決断するとありましたが、利活用計画があるのであればお示しをしていただきたいと思います。

次、5点目でございます。コミュニティ設置事業についてお尋ねをいたします。これは愛知県の知多市のコミュニティ協議会、一定の権限、財源を付与している事業でございます。今年で30年を迎えているようでございますが、この事例を元に質問をさせていただきたいと思っております。一般的に、このコミュニティは近隣社会、地域社会、あるいは地域共同体といわれております。この中には、自主性、開放性、積極性を持った個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的で、しかも構成員相互に信頼感のある集団と定義付けられております。コミュニティ協議会は、今後の地方分権化、共生協働の取り組みを推進していく上で重要な担い手であると認識しております。このコミュニティ協議会について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねをいたしまして、一回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 松くい虫対策と被害状況についてでございます。市では、防風・防潮、飛砂、砂が飛ぶ、いわゆる飛砂防止といった役目を担い、住宅や農地等を守っている松林をはじめ、今和泉の隼人松原や池田湖畔の松など、景観上重要な場所に対し、春先に有人ヘリコプターなどによる薬剤散布の実施や、冬場、松の幹に直接薬を入れ病原虫の侵入を防ぐ樹幹注入を行い、松くい虫による被害拡大防止を図っております。また、散布した区域であっても、一部においては松くい虫による被害木が散見されるため、伐倒駆除事業による被害拡大防止も図っているところでございます。そのような中、今年度は山川・開聞地域の辻ヶ岳、鍋島岳、蛇岩山において、まとまった状態で被害木が見られます。この地域に関しましては、農作物や水瓶である池田湖への危被害を考慮し、昨年度から薬剤散布を取り止めた区域でもあります。散布を取り止めたことで、その区域にある松が病原虫の侵入により被害が増加したものと考えております。被害面積については、今年度、約220haと推測しております。また、経済的損失に関しては、今年度の被害量をチップ材の買い取り価格で試算した場合、約1,680万円になるようであります。なお、伐倒・運搬費費用等の経費が必要であります。これについては、作業条件により大きく変動することから、推定が難しい状況であり

ますので、収支は成り立たない状況が発生すると思われま

次に、なのはな館についてでございます。なのはな館の休館に伴う本市経済への影響についてご質問をいただきました。なのはな館の休館による経済損失については、明確にできないところもありますけれども、この施設は、県が総事業費約69億円をかけて建設したものであること、なのはな館とは別に市が実施いたしました、新田地区内の迫五郎ヶ岡線や北町通り線の道路整備、そして、その後の店舗や住宅等の建設などによって、市へ大きな経済効果をもたらされたところでございます。なのはな館の休館によって出た影響につきましては、例えば施設運営に伴う各種の業務委託で、市内業者が受託した委託料や、その業務で雇用された市民の給与や賃金、市内での消耗品等の購入費などが支払われなくなり、年間約6,000万円ほどの減収になっていると想定しております。さらに、年間5千人程度の宿泊客の約1,100万円ほどであった宿泊費は、県の社会福祉協議会の収入から減ったこととなります。さらに、県による施設の休止がなかったならば、施設利用者の全体の8割強であった市民が、今でも同じサービスを受けられていたはずでもございます。ただ、なのはな館の代替として、市内の民間・公共のプールや温泉、宿泊施設や会議室等、施設の利用者が増えていると見られますので、その分の増収があったと考えられます。また、なのはな館休館後においても、新田地区内には新たな店舗等が建設されており、新田地区に限って言えば経済活動の大きな影響は出ていないのではないかと思います。しかしながら、今後、更に休館が続くようであれば、市のイメージの低下による観光面への影響が出てくることも懸念させるところでございます。

公募状況についてもお尋ねをいただきました。もう、ご案内のように第1回目、23年2月に実施いたしました。不調に終わったことから、市は県に対し、2回目の公募実施を求めたところでございます。しかしながら、県は、2回目の公募実施に際しては、応募する事業者がいるかどうかの見極めが必要であると考えたことから、市では、県と協力し、2回目の公募実施に向け、関心を持つ県内外の事業者から意見を伺ったり、施設の案内を行ったりしたところでございます。現時点では、2回目の公募実施の見通しは立っていない状況でございます。このような状況の中、1回目の公募から約2年9か月が経過していること、関心を示した事業者等の意見、施設の特異な構造や規模などを考慮しますと、今後においても、公募実施の見通しが立つ可能性は低いのではないかと認識を持っております。市といたしましては、土地の造成や周辺道路の整備等を含め、県や市が多額の財源を投入してできた施設であること、新田地区の開発・発展に大きく寄与した施設であることから、施設を最大限に有効活用すべく、なのはな館を市の公共施設として活用する方法も含め、現在、具体的に検討をしているところであります。

次、ほかいただきました質問につきましては、部長等に答弁をいたさせます。

**○農政部長（池増広行）** 鳥獣被害につきまして、これまでの鳥獣被害額はどれぐらいで推移し

ているかということの質問であつたらうかと思ひます。これまでの市内における鳥獣等の被害額について、過去3年間の推移をお答えいたします。平成22年度につきましては、イノシシ・ウサギ・タヌキ等獣類被害額で303万3千円、ヒヨドリ・カラス等鳥類被害額で1,849万2千円、合計2,152万5千円の被害額であります。平成23年度は、獣類被害額で303万1千円、鳥類被害額で187万6千円、合計490万7千円の被害額であります。また、この年はヒヨドリの飛来が少なかった傾向があり、鳥類での被害額は少なかったようであります。平成24年度は、獣類被害額で284万5千円、鳥類被害額で4,100万7千円、合計で4,385万2千円の被害額となつてゐるところであります。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 指宿市で結婚相談所を設置できないかというご質問でございました。少子化の進行の一因となっております、未婚・晩婚化の社会的要因であります、まず、結婚につきましては、収入が低く雇用が不安定であることや、人生設計の将来の見通しが立たないことなどから、また、出産につきましては、子育てや教育に関する経済的負担が大きいこと、子育てをしながら就業ができるかどうか、見通しが立たないことなどがあると指摘されているところであります。市といたしましては、現段階では、結婚相談所の設置については検討しておりませんが、仕事と子育ての両立がしやすい環境の整備や、男女の新たな出会いへの支援のために地域女性連などが行つております世話やきキューピット事業を側面から支援いたしまして、少子化対策の推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**○市民生活部長（谷口強美）** コミュニティ協議会について、どのように捉えているかというご質問でございます。議員ご指摘のとおり、地方分権の推進、少子高齢化等を含む様々な地域課題の解決を図っていくためには、これまでにない新たな地域社会の仕組みづくりが必要であると考えております。まず、コミュニティ協議会とはどういうものなのかと考えますと、自治会、小学校区単位にするか、大きさはありますが、地区全体で対応しなければならない課題について、自治会・PTA・女性団体・社会教育団体・民生委員・社協などの各種団体をネットワーク化し、地区の特性を生かした活動を、総合的かつ柔軟に行っていくための組織ということになります。ご承知のとおり、本市では、平成22年に指宿市協働のまちづくり指針を策定しておりますが、この指針の中でも地域内分権を推進していく方策として、自治会・公民館を中核とした、様々な団体で構成する、新たなコミュニティ組織の構築の取り組みを進めていくこととしております。そして、これらの取り組みを具現化していく施策等について、内部機関であります市民協働推進本部で、その内容検討を進めてきているところであります。以上です。

**○1番議員（井元伸明）** それでは順番にですね、松くい虫の対策状況についてを、お尋ねしたいと思うんですが、被害の面積は220ha、チップ等の買い取り価格で換算すると約1,680万円ぐらいの経済損失があるんじゃないかということでしたけれども、相当な被害の面積であり

ます。今後、更に、この被害が拡大し続けることは、もう明白であると思われます。現在の地域社会においては、松などの材木などの利用度は、かなり低いという状況の下、長年守って育ててきた松がですね、これは自然環境の保全にも大いに寄与したことはもう言うまでもありませんけれども、こんな状況をどのような形で守っていくのか。そしてまた、このような観点から、松くい虫防除散布ができない状況が何箇所か、今、先ほども池田湖周辺、飲み水の関係でできない部分がありましたけれども、こういう部分が大分多くなってきて、予算的なものもあるんでしょうけれども、今後、この薬剤散布の再開、そんなものをですね、また、幾らか緩和して薬剤の、例えば濃度を薄くしたりとか、使える薬を使うとか、そういう形で、松くい虫の防除に充てるような状況は期待できないのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

**○農政部長（池増広行）** 平成18年に農作物における残留農薬の基準を定めたポジティブリスト制度の施行によりまして、農作物における危被害対策の充実が松くい虫対策で求められることとなりました。このことを念頭に置き、山川・開聞地域の辻ヶ岳、鍋島岳、蛇岩山も平成23年度まで薬剤散布を実施しておりました。しかし、平成23年度、薬剤散布後に辻ヶ岳の麓に設置しておりました薬剤検査器から、散布した薬剤と同じ成分の薬剤が検出されたところでもあります。また、作物に基準値以上の残留農薬が検出された場合、その農家の作物だけでなく、指宿市全体の作物が出荷停止されてしまうこと、更に指宿市全体の農作物に対する風評被害も重なり、市全体の農作物に対する経済的影響が発生する恐れがあることなどから、辻ヶ岳を含む周辺一帯の見直しを行い、農作物等への危被害が懸念される区域については、散布を取りやめたところでございます。

次に、今後の再開についてのご質問であったらと思いますが、散布を取り止めたこれまでの経緯に加え、安全・安心な農産物の供給基地としての役割を考えますと、今回取り止めております区域の再開は難しいのではないかと考えているところでございます。また、市といたしましては、この散布できない区域につきましては、山林所有者にお願いしまして、被害木の処理についての協力依頼や、松から他の樹種に換える樹種転換の推進をお願いしてまいりたいと思っております。

**○1番議員（井元伸明）** 今の経済状況というか、安心・安全が最優先される状況でございますので、松くい虫のこの散布薬剤についてはですね、非常に何か強いものがあるというのは、私も承知はいたしておりますけど、何らの形で守れるものであれば、せっかくここまで何十年とかけて守ってきた松林でもありますので、止めてしまえば今の現状がどんどん拡大していったら、指宿市はもう観光の面からも、非常にマイナス面が多いんじゃないかと思われまので、努力はしていただきたいんですが、これについても、残された、重要松林という形で調査をされるということで、以前ございましたけど、せめても、こういう大きな松ですね、隼人松原の松とか池田湖周辺の松とか、それとあちこちに、長崎鼻周辺とか、こういう開聞

地区の花瀬公園の辺りとかあります。こういう松の調査を実施されていると思うんですが、今、この重要松林と言われるのは、何箇所市内にあって、何本ぐらいあるのか、そしてまたこれを、今後どのようにして、残された松を、今後、守っていく予定であるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○農政部長（池増広行）** 昨年度、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用しまして、市内7か所を対象に、樹高1.5m地点で幹周り30cm以上の松が何本あるか調査を行っております。まず1か所目が観音崎公園から隼人松原公園の今和泉地区で146本、2か所目が市民会館周辺から総合体育館周辺の渦山公園で34本、3か所目が南薩土地改良区中央管理所周辺から旧開聞町境付近の池田湖畔で226本、4か所目がヘルシーランド海岸側で5本、5か所目が長崎鼻パークキングガーデン付近からかいもんレジャーセンター入口付近の戸ヶ峯一帯で2,897本、6か所目が望比公園周辺から脇浦農村公園付近の望比公園一帯で1,017本、7か所目が入野海岸から物袋海岸の入野・物袋海岸一帯で1,507本、合計5,832本の調査をいたしております。市としましては、この7か所と、これまで薬剤散布や樹幹注入等を実施しております大山崎、徳光神社、多宝仏塔、開聞岳山麓付近も含めて、今後、農作物等への危被害等など周辺環境に配慮をしながら、薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入の各事業を活用し、松くい虫被害対策をしっかり図っていくこととしていただいております。

**○1番議員（井元伸明）** まだ残された5,832本については、非常に市の財産として、これからやっぱり守っていくべきじゃないかと思っておりますので、気を払いながら、十分に守っていただきたいと思っております。

時間の関係もありますので、次に、鳥獣被害についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、毎年ですね、22年が2,152万円ほどですか、23年で490万円、相当開きもあるようですが、昨年度においては、4,385万円ほどでしたかね、被害が発生をしております。こういう状況の中で、いろんな差はあるにしても、昨年度は特にヒヨドリ等が出たりもしたんですが、そういう状況の中ですね、予算の増額をして、箱わなを相当増やして、増額をして予算を処置していただいておりますが、これを猟友会に、今、お願いをされておられると思うんですが、こういう予算、あるいは猟友会にお願いをしている状況の中ですね、被害防止、今の現在で、被害防止に完全に繋がるとおっしゃるのか、どういう状況であるのか、そこら辺りをお尋ねをしたいと思っております。

**○農政部長（池増広行）** 鳥獣被害防止対策につきましては、防止のための具体的取り組みといたしまして、今年度、鳥獣捕獲のためのカラス用箱わな4基、イノシシ用箱わな4基、小動物用箱わな44基、イノシシ用電気柵2kmを導入し、県と調整しながら年内の実施を予定しているところでございます。このほか、有害鳥獣捕獲事業では、今年度、一部の鳥獣について捕獲手当単価の増額を行い、捕獲推進を図っております。10月末時点で昨年度の捕獲数と比較すると、種類によっては少ないものもありますが、全体的な捕獲数で見ますと本年度が上

回っていることから、被害防止に繋がっているものと考えているところでもございます。また、当初予算で計上していた頭数を上回ったことから、12月今議会におきまして、予算の増額をお願いしているところでございます。今後も効果等の検証を行うとともに、国や県の補助事業を積極的に活用しながら、鳥獣被害対策に取り組んでいく考えでございます。

**○1 番議員（井元伸明）** この鳥獣被害、今、イノシシとかカラスにしても、非常に被害は年々増えていく傾向にありますので、引き続いて努力をしていただきたいと思います。それとですね、最近、ヒヨドリの捕獲の許可というか、あれに指定を受けていないということで、県と協議をしてということで、この前お尋ねをして聞いておりますけども、このヒヨドリ対策等については、前回聞いたとき、霞網は絶対駄目だと、だから保護用の網を被して云々とありましたけど、相当面積が広い関係でなかなか使い勝手があったりということなんですが、このヒヨドリの対策については、今後、県との協議を進めていくということでありましたけれども、これらについては県との間で被害防止対策というのは、どのようなことが話し合われて、現在、どういうことをやろうとしているのか、分かっている段階でお示しをいただきたいと思います。

**○農政部長（池増広行）** 全国的な鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、国におきましては、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法が成立し、国全体で鳥獣被害防止に取り組んでいるところでございます。本市におきましても、指宿市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、鳥獣被害防止のための施策に取り組んできております。現在、導入されている鳥獣被害防止対策は、イノシシ・カラスなどが中心であり、それらの捕獲機材の導入や進入防止柵などの被害防止施設などは対象となっておりますが、ヒヨドリ対策の防鳥網につきましては対象外になっていたところでございます。しかしながら、ヒヨドリ対策の防鳥網も対象とする方向で検討を進め、県とヒヨドリ対策の防鳥網の補助対象要件の協議を続けております。山川のほ場で、今回モデル実証に今年度中に取り組むこととしているところでございます。来年度、本格的な実施に向けまして、対策を進めていきたいと思っております。また、このような中でございますが、市では、本年度からヒヨドリ捕獲対策として、捕獲に対する手当を支給することとしております。さらには、県からの補助金による手当の上乗せを行い、捕獲の推進を図っているところであります。また、昨年度から実施しております除殺捕獲を含めまして、猟友会の皆様の御協力をいただきながら、被害対策を行っているところであります。また、今後もそれを続けていきたいと思っております。

**○1 番議員（井元伸明）** 今、農家にしては、キャベツ農家の方が、今、ちょっと値段的にもいいということで、元気のある状況でもございますけども、これから先、ヒヨドリの被害というのは発生をする時期でもございますので、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

次に、結婚相談所開設についてでございますが、先ほど検討は全然されていないということでもございましたけども、一刀に切られてしまいましたけど、これはですね、指宿市が元気になるため、やっぱし、地方分権云々と言いますけど、若い人が結婚して帰ってきても働く場所がなかなかなかったりしますんで、現在、指宿におられる各種職業の若い方々の出会いの場ですね、提供してあげて、いろんな形で地域おこし、まちおこしに繋がるということで、相当な経済効果もあるということで、先ほど紹介しましたように、全国のいたるところで、相当数のこういう手だてというか、応援をしてあげるといってございまして、一から十まで行政にやってほしいということは誰も思っておりませんので、ひとつ、せっかく青年会議所の青年部の皆さんもですね、1回立ち上げて、また2回目を来年ほどやりたいということで頑張っておりますので、市としても、いろいろな形で取り組んでいただければということで、今年、岐阜県の郡上市において、この結婚相談所の相談員の認定というのをされているということで、1回勉強に行かせていただきました。そこでは、平成元年より商店街の後継者が少ないということで、何とか若い人に出会いの場を求めて、結婚していただいて、街に活気と活力をとということで始めて、現在は市と一緒にこれに取り組んでいる例もございまして。これらの例を見ますと、予算的には、商工会と郡上市で約330万円ほどの予算を組んでいただいて、ホームページ掲載で100万程度、相談員を6名の方をお願いしまして、年間の費用が、人件費と言うか、ちょっと出ていただいたときに、報酬という形で200万円ほどだそうです。チラシを、毎回というか、約4千枚ほど刷りましてですね、いろんな出会いの場を作って、ここは長良川鉄道というのが走っておりますが、ローカル線ですが、この列車を貸し切って、列車の、大体2時間ほどで行き来する場所がありますけど、列車内でそういう出会いの場を作ったりとか、あらゆることをやりながら、観光と結びつけて、大体これに申し込みというか、登録をしていただく方は、親が最近は一生涯懸命なんだそうですけれども、親御さんよりも、やっぱし本人がどうしても頑張る気持ちがないと、なかなか成立はしにくいという話をお聞きしましたけれども、これも結婚相談所というのは朝から晩までやってるんじゃないかと、一週間に、水曜日と土曜日の1時から4時ぐらいまで、こういう形でですね、どういう方が相談員になっているかという、公務員のOBの方々とか、元学校の先生であったりとか、校長先生であったりとか、そういう方々が相談に乗っていらっしゃるようでございます。こういう後押しをしていただくことによって、いろんな指宿の活性化というか、今、指宿も、さっきいぶたまがとおりまして旗振りをさせていただきましたが、こういうのも一過性じゃなくして、ずっと繋がるような形で、観光と色々な形で繋がっていくような形じゃないと、指宿は生き残れないようなことになってくるんだろうと思います。ただ、我々もこういういろんな話聞いてですね、全国の場所で60何%でしたかね、こういう事業を、都道府県別で見ますと、取り組んでおられるということを知ったときに、これはやっぱし相当なところで、こういうので取り組んでいらっしゃると。農業の部分でも1

回、農業の後継者にということでお尋ねをした時期もありましたけども、農業者ばかりじゃなくして、指宿が6月に実施しました、青年会議所がですね、駅前でも65名ほどの指宿の方だったらいいんですが、当たり前のカップルみたいな方も来られたらしいんですけども、相当ですね、指宿に来て、指宿の駅前の商店街潤ったりですね、時間を決めて、お互いにリストバンドっていうのを作りまして、店に自由に出入りして、そこの中でいろんなことで、相手の自己紹介なり、いろんなことをしていただいたり、いろんな出会いの場を作っていたいたそうなんです。こういうのに、今後、指宿市も何らかの形で関わって。こういう事例もありますので、指宿市としては、現在いろいろなパワースポットと言われるようなところもあるようでありまして、これに併せて、若者がどんどんこの地域活性化にも一生懸命なれるようなそういう場所をですね、何かさっきはあっさり断られましたけど、今後、何とか、検討するとか考えてみます、検討するというのはしないということだそうですけども、そういう形でもいいからですね、何かそういう気は全然ないのか、併せてお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 先ほど申し上げましたのは、結婚相談所の設置について、まだ検討はしていないという話でして、今後につきましては、女性連の方で世話やきキューピット事業、それから、商工会議所青年部の方では、議員がお話しありましたように、街コン、それから、青年会議所の方では、知林ヶ島に愛はあるかななどの様々な取り組みもされておりますので、若者が定住し賑わいを作るといことは街に活力を与えることですので、それらも含めながら、市がどういう形で取り組めるかを検討してまいりたいというふうに思っております。

**○1番議員（井元伸明）** 今、言われましたように、いろんな形でいけば、指宿市内には、パワースポットとしては、さっき紹介いただきました、知林ヶ島に渡っていただいて、鐘を2人で突けば結ばれる確立が高いとかですね、そういうので非常に若い人が渡っておられるようでもありますけど、それと池田湖にも名馬池月を奉ってあります馬頭観音というのがあります。これは1月の18日に、全国からいろいろな形で、子授けの神様というんでしょうか、そういう形ですね、これは前にもお願いしましたがけれども、そういう、今、パワースポットと言われる場所がありますので、馬頭観音と入口の矢印は行政の方で作っていただいておりますけども、あと駐車場の整備とか、いろんな形で地域からもいろんな要望がありまして、看板を何とか造ってほしいとか、そういうので含めて、こういうのを造れば、指宿も、今後、いろんな形で、地域活性化というのはもう一つに限らずこういう婚活、いろんな街コンとか、こういうの併せてでも観光に繋がる、指宿の生き残り策じゃないかと思うんですけどもですね、本当に、観光としても更なる発展に繋がると思うんですけども、併せて、もう1回念押しでお聞きしたいんですが、観光にも類する部分もありますけども、それと含めて、看板設置も何回かお願いしておりますけども、併せて、こういうのをもうちょっと前向きに考えていただく気はないのか、重ねてお尋ねをいたします。

**○産業振興部長（高野重夫）** 議員も言われたように、指宿市商工会議所青年部では、6月15日、土曜日の夜8時から、指宿 de 街コン、I v e K i s s と題して、飲食店街の活性化と合コンを融合したイベント、街コンを開催しております。申し込みは同性2名一組で申し込むもので、参加料が男性5千円、女性4千円で、男女それぞれ50名、合計100名の募集に対し、男女各64人の128人が参加をしたようでございます。指宿駅周辺の五つの店舗を貸し切って開催しまして、各店を回りながら話が盛り上がり盛況に終わったようでございます。商工会議所の青年部では、青年部の商店街活性化事業の一つとして、今年度初めて、指宿 de 街コンを開催したようであります。結婚相談事業や合コンなどの事業実施は、行政ではなく、商工会議所青年部やJ C、青年会議所などがこれまで実施しておりまして、このような若者の自由な発想と感性で実施された方が、より同年代として参加しやすいのではないかと考えておりますし、市としても、それらについては支援を考えてまいりたいと考えております。

**○1番議員（井元伸明）** これはどこが主体としてやるにしても、やっぱり指宿もそういう気概というか、それがなければ、なかなか成功しにくいと思いますんで、ひとつ機会をとらえて、いろんな形で努力していただければと思います。

次、4点目のなのはな館についてお尋ねをいたしますが、先ほど経済的損失ということで、平成14年には、総事業費で建物が69億円で建設し、市としては、9.3haを埋め立て整地という形で約14億円、それと周辺道路整備に7億円ほどの多大な経費で整備をした場所でもございます。そういう場所が、もう3年を迎え、やがて4年目に突入をしようという時期でもございます。こういう状況の中で、この特殊な形状であるが故に、今まで建物の自体の年数は、それほど経過はしていないにしてもですね、修繕費というのか、先日の新聞等で見ますと、今までに1億2,100万円の経費を費やしているようでもあります。このような状況下の中で公募をするか、する可能性があるかということを知れば、いろんなあらゆる可能性を探りながらということをしよっちゅう答弁はされておりますけど、県との間でいろいろな話をしていきたいということですけども、実際のところ、県と今どこまで話が進んでいるのかですね、実際のところ。今までの答弁だけじゃなくして、これは時期を待ってとかそういう問題じゃなくして、どんどんどんどん経年劣化して行って、いい建物であってもどんどん雨漏りはひどくなるだろうし、いろんな形で、誰が使うにしてもですね、あと使うときの補修費そのもの、また相当な経費も掛かるだろうと思うんですが、県と今、どのような話をされているのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（邊見重英）** 先ほど市長の方からも答弁がございましたけれども、市としましては、土地の造成や周辺道路の整備等も含めまして、当然、県や市が、議員もお話しがございましたように、多額の財政投入をしてきた施設でございます。それと同時に、新田地区の開発・発展に大きく寄与してきた施設でありますので、施設を最大限有効に活用すべく、なの

はな館を市の公共施設として活用する方法を含めですね、現在、具体的に検討はしているところですが、ただ、現段階では、まだその内容について、詳細には申し上げる段階ではございませんので、また今後、県と協議を進めていく中で、また、皆さんにも適切な時期にお話しをさせていただければと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

**○1 番議員（井元伸明）** そういうことで、市の公共施設として何か使えないかということで、何回か私も行きましたけども、非常に奇抜な建物というか、通路は凸凹と言うかですね、あれが一時は良かったんでしょうけど、もう屋根も相当錆び付いてきているようでありますので、これは待たなしの状況でもあると思います。それで市長にお伺いしたいんですが、さっきも同僚議員からちょっとありましたけど、市長、2期目の立候補を表明をされております。表明というか、明らかにしております。今後ですね、この利活用については、公約として、何か思い切って声を、この施設をこういうふうにやりたいと。マニフェストというか、それに取り入れるような決断はされないのか、然るべき時期に決断をすとかというのを何回か答弁でもいただいておりますが、今が決断の時期ではないのかと思われるんですが、いかがでしょうか。もしできないのであればですね、できないその理由をひとつお聞きしたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 前回の議会でも答弁させていただきました。施設の運営費・維持管理費、そして、将来のランニングコスト等を考えたときに、何が課題として残るかというのを入念に検討してまいりました。その結果、なのはな館が閉館以来3年余りでございます。そういう意味で決断する時期であると、私は答弁をいたしました。やはり、ここで何らかの形で、なのはな館の活用策を練らないとこのままになってしまうのではないかという危惧を持っております。公募をしないのであれば、1回目、2回目、それが期待できないのであれば、新たな、市としての活用方法というのを現在検討しております。ただ、その条件といたしまして、県との財政的な支援をどうするのかということが大きな課題でありますので、今、県との協議を進めているところであります。県との協議がある程度整った段階で、内容についてはご説明したいと考えております。

**○1 番議員（井元伸明）** 本当にこの施設はですね、日が経てば経つほどおかしな状況になると思われますので、早急な決断をしていただきたいと思います。

最後のコミュニティ設置事業についてお尋ねをいたします。これは今も申しましたように、県によって対応がまちまちであるようであります。これは今の公民館活動事業とですね、ちょっと拡大した、老人クラブとか、婦人部とかを合体していろんな形で作ったような組織の活動だろうと思うんですけど、我々が聞いたこのところでも、いろんな形で各自治体に、自治体というか、自治体から、そういうところにあつて、これからやっぱこれが必要であるなというのを痛感したのは、すべて行政にですね、あそこを直せ、ここをしてほしいというんじゃなくして、言えばその経費というのは莫大なものがかかるのであろうと思いま

す。今現在、農政の方で取り組んでいます、ちょっと名称が変わりましたよね、県の水と畑かん地域の、農地・水事業ですかね、各20地区に約100万円程度のお金で整備してほしいと。草刈りから側溝整備、軽度の道路の補修やら、そういうのもやる事業、あれをしてみますと、あれを業者にお願いして業者がすると100万円じゃとてもじゃ足りない、桁も違うだろうしですね、そういうのをやっぱし、今後、コミュニティというのはこういう形で、みんなが協働・共生というか、みんなが自分たちのまちは自分たちで守ろう・つくろうという形の意識のもと早急な対策をしていくのがよろしいのじゃないかと思うんですけどもですね、このコミュニティ協議会なるものを立ち上げるためには、メリットをどのようにとらえておられるのか、またコミュニティづくりについては、これは明日からやりますと言うんじゃないけど成り立たない、地域の住民のやっぱり理解が必要だろうと思うんですが、ある程度の周知期間というか、そういうのが必要であろうと思われるんですが、どのような課題があって、また、これをどういうふうに持っていけばいいと思われているのかですね、どのような認識をお持ちであるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○市民生活部長（谷口強美）** コミュニティ協議会は、これまでの画一的な行政サービス依存の考え方を転換し、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくほか、自立した自治形成を進めていくために必要な担い手であると考えております。地域ニーズに合った計画づくりを行うとともに、一定の権限と財源を持ちながら、住民自治を確立していくことから、多様な住民ニーズに迅速に対応ができることや、様々な団体で構成することでその担い手を充実させていくことができるなどのメリットがあると考えております。一方、仕組みづくりを行っていく上では、指宿市内の自治会・公民館等にはそれぞれ異なった特性があることから、これらの特性を融合しながら、各地域に合った仕組みをどのようにして構築していくかという課題や、コミュニティ協議会の運営に必要な財源をどのように確保していくかなどの課題があると考えております。また、新たな地域社会の仕組みづくりを行っていく上で必要とされる共生・協働の取り組み、コミュニティ協議会の取り組みをいかにして市民の皆様にご理解していただくかといったような課題もあるところであります。したがって、これらを踏まえ、昨年度から、市内の自治会・公民館の連合体である指宿市自治公民館連絡協議会と一緒に、コミュニティに関する研究を進めてきているところであります。特に、指宿市自治公民館連絡協議会の理事の皆様の中では、共生・協働の取り組み、コミュニティ協議会の必要性の理解が浸透してきているところであります。また、本年5月からは、共生・協働支援センターを開設したことによりまして、自治会・公民館の代表者の皆様も、頻りに市役所を訪れていただけるようになっておりますが、ここでは日常的な意見交換を通して、それぞれの地域課題に関する情報共有や、今後、必要とされるコミュニティ協議会についての意識醸成が図られてきているところであります。

**○1番議員（井元伸明）** 今、答弁の中にありましたように、各公民館長さん方のご理解を得つ

つあるというようなお話だったろうと思うんですが、今ですね、この自治会長さん方の研修等を各地というか、各県にいろいろ行っていただいていると思うんですが、この組織を作るにしましては、先ほど申し上げましたように、やっぱりほかの組織との融合というのは大事でありますんで、やっぱり、もうぼつぼつですね、ほかの様々な組織の方々と一緒に研究をされていく方が、よりよい効果が期待できるんじゃないかと思われるんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

**○市民生活部長（谷口強美）** 先ほども答弁いたしましたように、現在、指宿市自治公民館連絡協議会と研究を進めておりますが、今後は、市内に幾つかのモデルを設置するなどして、実際に地域の各種団体、組織との連携についても研究していかなければならないと考えております。そして、このモデルを通して、コミュニティ協議会が主体となって課題解決を行っていくためのノウハウを蓄積していくほか、それぞれの地域特性の現状把握を行いながら、指宿市に合ったコミュニティ協議会とはどのようなものか、また、コミュニティ協議会を運営していくうえで必要な権限や財源などはどうあるべきか、検証・研究を行ってまいりたいと考えております。

**○1番議員（井元伸明）** 財政的にどうなるのか、今後、考えたいということでしたけれども、先ほどちょっと紹介しましたようにですね、こういうのが一緒にできるのであれば、財政的には本当にいろんな部分で軽減できるのは大きいと思いますんで、ひとつ、早急な対応が必要じゃないかと思われまして、よろしくお願ひしたいと思うんですが、これについては最後にお尋ねしたいのは、市のこのコミュニティ協議会を立ち上げますとですね、市の財政、今申し上げましたように、それと人口減少の課題等にも対応できるんじゃないかと思われまして。そういうことから、今言われましたように、今後、研究したいということでしたけれども、本当にこのコミュニティという事業に取り組む気が本気であるのかどうかですね、覚悟のほどをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。最後にお願ひします。

**○市長（豊留悦男）** 以前、三大県民運動というのがございました。サンライフ運動・自立自興運動・農村振興運動という運動でございます。これを地域で進めるために、当時、コミセン、コミセンという、そういう館を造る時代がございました。奇しくも、ある町に赴任をしたときに、そのコミセン活動、即ち、コミュニティセンター活動というものの有効性というのが、いろんなところで高く評価をされた時代があります。まさしく今、地域が求める課題、そして、解決をしなければならない喫緊の諸問題等に関しては、集落を離れた大きなコミュニティという範囲で解決をすることが大切であろうと思っております。議員のご指摘のとおり、市の財政・人口減少の課題と併せまして、住民のニーズ、住民の要望が多様化しているのも事実でございます。これに関しては、公共サービスとしては、主に国や地方公共団体がサービスを担ってきたところでありまして、これからは、地域でできることは地域で解決をしようという、そういうことが、まさしく市が目指す市民協働という趣旨にも合

いますので、今後、このコミュニティの新たな構築に向けて検討し、具現化できるように頑張ってもらいたい、そう思っているところであります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

○16番議員（六反園弘） こんにちは。16番、六反園弘です。この12月議会の一般質問の最後になりました。トリになりますのでしっかりと締めくくりをしたいと思っております。

本議会の初日でありました11月25日、この日は議場へ続く廊下にずらりと並んでカメラを構えた報道陣に驚きましたが、徳洲会の選挙と金の問題、これは全国を駆け巡って東京都知事選にも波及しております。昨年の衆議院選の鹿児島県の2区であります指宿から、徳洲会絡みの選挙違反の出ないことを願っております。

さて、国会では特定秘密保護法が衆議院でも、そして、参議院でも強行可決がされております。自民党・公明党の数というのは、衆議院においても参議院においても、非常に過半数を超えておりますので、そんなに急がなくても彼らが提案したものは通っていくわけです。しかしながら、なぜこのように急いで強行可決をするのか、その意図がいろいろ囁かれております。戦争のできる国への基礎固めを大急ぎでやっている感じがしてなりません。不幸な時代への逆戻りだけはしないように、国民が監視を、今後とも続けていく必要があると思っております。本日は、世界の平和と国民の命を大切にす社民党の立場に立って、通告に従い、一般質問をしてまいります。

まず、1点目の学童保育についてですが、現在の指宿市の学童保育は、保育園や幼稚園任せの学童保育になっております。この現状をどう認識しているか伺います。さらに、校区の子供は同じ校区内で育てるのが本筋じゃないかと思いますが、その施策は考えられないか伺います。

2点目に、過去何回か質問もしてきたわけですが、宮ヶ浜の松尾城跡の整備についてでございます。松尾城の全体像を明確にするための調査計画があるようですが、これがどうなっているのか、説明をいただきたいと思っております。また、私たちが子供の頃は海岸から松尾城へ行く小さな歩道があって、よく登ったものですが、海岸から松尾城跡への登山歩道の設置の実現をどう考えておられるか伺います。

それから、一週間ぐらい前にも行ってみましたが、すぐに歩道を造れと言っても無理があります。したがって、当面は、あの指宿小裏の外城市の集落から渡っていく、あの踏切というのは非常に危ないです。列車が上りも下りもですね、急に飛び込んでくる感じで、渡っている途中にいつ事故が起こるか分からない、そういった危険性をはらんで、JRの方でも、

また、市としてもできるだけあそこは通らないようにということで、今、国道筋の田中さんの家の近くの坂踏切というところがありますが、そこを利用してほしいというふうに看板も出ております。したがって、そこを利用するならするですね、整備を考えてほしいと思います。どういう整備ができるか考えをお伺いします。

最後に3番目に、市長が4年前に、変える勇氣、変わる勇氣っていうマニフェストでこのテーマを出しましたが、確かそのときはですね、この市長陣営から来た、そのときのマニフェストの封筒にも、変える氣迫、変わる勇氣となっておりますし、非常に面白いあれが出ていたんですが、この豊留悦男について止まる云々、良き地方というようなあれが出ているんですが、ここにも変える氣迫、変わる勇氣というのが出ております。ところが、その後の議会のですね、市長の施政方針を見たときに、もう1年過ぎた2年目の3月議会のところでは、この変える氣迫が変える勇氣となって、その後ずっと変える勇氣、変わる勇氣に変わってきているようです。氣迫が1年でなくなったのかなという、そういう気もするんですが、そこは勇氣を持ってるいろんな困難に立ち向かっていこうということだろうと解釈しているところで、そこで、市長の言われる変える勇氣、変わる勇氣というこの言葉は、変える勇氣というのは市長自らが主体的に指宿市をどう変えていく、その市長自身の決意だとか述べております。そこでお聞きしますが、この4年間で市長は指宿市をどう変えてきたのか、そのところを端的にお伺いいたします。

次に、変わる勇氣の方ですが、これは市長の考えでいきますと、市民自らの意識改革だと、こう述べております。じゃ、市長として、この4年が終わろうとしているこの時期に、どのように市民が変わったとみるのか、市長の評価をお聞かせください。

最後に、指宿市の今後の課題として、市長が2期目の立候補を既に表明しておりますので、今後、どういう課題で2期目を望もうとしているのか、その決意を述べていただきたいと思います。

これを持って、1回目の質問に変えます。

**○市長（豊留悦男）** 私の方から、3点目の変える勇氣、変わる勇氣についてのご回答をさせていただきます。おっしゃるとおりでございます。変える氣迫という、氣迫という字が非常に困難な感じで書いてございました。やはり、変えるためには勇氣を持たないといけないということで、勇氣という二つの言葉を繋げたわけでございます。それに温度差があるわけではございません。平成22年度の市長就任にあたり、変わる勇氣を持つとうというスローガンを掲げ、市民が主役、市民参加を標榜しながら行財政改革を行うことをお約束いたしました。それは、市民や議会の皆様と協働し、笑顔溢れる新しいふるさと指宿を創ってまいりたいという思いがあったからでございます。私は、マニフェストとして53の項目を掲げましたが、市長就任からの3年9か月で、ほぼすべての項目には着手をしたつもりでおります。そして、それぞれの項目については、現在進行形ではありますけれども、成果は上げつつあると考えて

おります。具体的に三つについて回答させてください。一つ目に、行財政改革と市役所改革ということでございます。市職員のコストカット、スクラップ&ビルドの意識を高め、財政改革を進めてまいりました結果、本市のいわば貯金の一つであります財政調整基金は、就任前の6億2,000万円から、昨年度末には21億5,300万円に増えております。また、本市の借金に当たる起債残高につきましても、起債額が償還金を上回らないように徹底した結果、普通交付税の実質的な代替財源でございます臨時財政対策債を省くと、毎年、少しずつ減少してきております。さらに、自治体の財政健全度の指標となります経常収支比率も、就任前の94.7から89.5となり、県内類似団体の平均と比べても低く、状況は改善しているものと思っております。そして、市の職員の資質向上を図るために、社会に貢献、地域に貢献しようという3Dチャレンジ制度や、育成型人事評価制度を取り入れましたが、これにより、地域行事やボランティア活動に積極的に参加する市の職員も増えてきておりますし、職員の各種研修会への参加機会を増やし、意識改革に努めたことで、市民に役立つ所、つまり市役所としての行政改革にも取り組んでまいりました。

二つ目に、地域経済の活性化でございます。本市の基幹産業であります農業、観光について、指宿ブランドの積極的なトップセールスを行い、売り上げの増加や交流人口の拡大に努めてまいりました。農業分野につきましては、行政機構を見直して、新たに農政部を設置し、また、関係機関とも連携を強化するなど、農家の方々を側面からサポートできるよう配慮しました。これらの結果、農産物の生産高は着実に上がってきていると考えております。観光分野につきましては、篤姫ブームの入り込み客数が減少しておりましたが、JR九州の観光特急、いぶすきのたまたま箱号が驚異的な乗車率となって、近隣観光地とも広域的に、広く連携することで、その落ち込み、観光客が少なくなることを最小限に抑えられたと考えております。これは、市民の皆様のおもてなしの心が、指宿を訪れる方々に感動を与え、指宿に行ってみたいという方やリピーターを増やしていることは間違いなく、市が関係機関と協働して取り組んだ成果であると考えております。また、加えて、指宿港海岸の保全・再生についても、国への要望などを鋭意行っておりますが、これが実現したならば、観光地・指宿の更なる発展に大きな貢献、寄与をするものと考えております。

三つ目に、市民福祉の充実及び協働の取り組みについてでございます。真っ先に申し上げたいのは、スマート・ウェルネス・シティ構想、つまり健康で幸せのまちづくり、健幸のまちづくりでございます。健康な寿命を延ばし、増え続ける医療費などの適正化を図るために始めたものですが、地域や各団体、家族などで主体的に取り組む方々が着実に増えてきており、健康づくりを通じて、市民の皆さんが健幸であることの幸せを実感できるようにしたいと考えているところであります。また、自分たちのまちは自分たちで作るという、住民主体の共生・協働のまちづくりにつきましては、NPO法人や自主グループ、地縁団体による提案公募型補助事業の活用による取り組みなど、行政主導でない住民主体の取り組みにより、

自分たちでもやれるという自信を持っていただくことで、更なる取り組みに繋がっているケースもございます。住民主体のまちづくりの形ができ上がりつつあるのではないかと考えております。

マニフェスト項目の評価につきましても、自己評価をお聞きになりました。その進行過程においては概ね達成しているのではないかと考えています。したがって、今後も進行している状態でありますので、このマニフェストに基づいたまちづくりに鋭意努力したいと考えております。

市民がどのように変わったかということでございます。市民の方々、どう変わったかを私が評価することは難しいことではございますけれども、この3年9か月の間、市民の皆様方と接して感じていること、思っていることを幾つか上げさせていただきます。市民の皆様方の意欲溢れる自主性・主体性が感じられるところであります。合併により、新しい指宿市が広域化したこと、広がったことや、待ったなしの行財政改革による職員削減の影響もあったのかもしれませんが、市民の皆様からは、市役所や市の職員に対し、厳しい評価も時としていただいたこともあります。そこで、私は、マニフェストで、公民館を中心としたコミュニティ・地域支援のネットワークの構築と、住民参加型、住民が進んで行政に参加するモデル事業の推進、そして、健康で幸せなまちづくりなどを掲げ、地域課題解決や住民ニーズに沿うテーマについては、住民主体・住民主導で解決していただくよう、施策を積極的に進めてまいったところでございます。

指宿市政の今後の課題をどう捉えているかということでございます。新・指宿市の2代目市長に就任して以来、4年近くが経過いたしました。1期目においては、いわゆる変えるという言葉キーワードに、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現を目指して、市議会をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、職員と一丸となって取り組んでまいりました。このマニフェストに掲げた項目をはじめ、各種施策の実現に積極的に取り組んでまいりましたが、残された課題やこれまで取り組んできた事業で更なる充実を図るべき事項等、今後も全力を傾けて取り組んでいきたいと考えております。したがって、このマニフェストの変える・変わるというキーワードを基に、今後も新たな課題の解決に向けては鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長・関係部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（池田昭夫）** 学童保育についての中で、校区の子供たちは校区で育てるべきではないかというご質問がありました。今後、未来を担う子供たちを健全に育てていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚して、連携・協力しながら地域ぐるみで子供たちの教育を支援していく必要があると考えております。また、校区の子供たちは校区で育てるということは基本でありますし、そういう地域を作らないと子育てはできないのではないかと考えております。その一つが、議員がおっしゃられる学童保育の項目の中のことだと思って

おります。そのほか、やはり、子供会とか校区公民館等などが協力しながら、子供たちを育てていく方法を考えていくことが必要じゃないかなと思っているところでございます。

次に、松尾城の整備についてご質問をいただきました。松尾城の全体像を明確にするための調査計画はどうなっているのかというご質問ですが、現在行っている調査は、全体縄張りの状況、遺構の形態と残存状況の詳細、個別遺構の状況と特徴形態、城と字図との関係、城と土地の伝承との関係、集落と城域との関係、松尾城の歴史的意義、ほかの城との比較などを明らかにすることを目的に、全体的構成を持って実施しております。もちろん、その中には試掘をはじめとする発掘調査も含まれます。まず、24年度に市内遺跡調査費で現地踏査をし、大まかな全体的概要を示す縄張り図を作成しております。平成25年度は、詳細縄張りとして、重要な曲輪の概略調査を来年1月に予定しております。26年度以降は重要な曲輪の詳細調査、各曲輪の役割・重要度調査を行い、28年度を目処に試掘調査をして、29年度に重要箇所を確認をいたします。30年度に調査中間報告及び調査成果検討会を行って、県及び文化庁と協議しながら今後の方向性を探り、県指定史跡、あるいは国指定史跡の可能性があれば、指定に向けた手続きを進めていきたいと考えております。

次に、海岸から松尾城跡への登山歩道設置の実現はできないかということですが、現在、城跡の調査を進めておりますが、その中で分かったことは、松尾城は山城であるとともに、海城の側面を有し、非常に特異な城であるということでございます。そのため、海岸側は外敵からの防御のための遺構がよく残っております。海岸からの既存の歩道を整備するとなると、遺構を破壊することになり、文化財保護の観点から望ましくないのではないかなと思っております。また、海岸から入るほかのルートを確認するにしても、調査が終わらない段階ではどこが適地であるのか判断がつかないところであります。松尾城跡に入るには、列車との事故防止の上からも、海岸からの進入ルートが必要なことは認識しております。したがって、調査が進んだ段階で、文化財に影響を及ぼさない海岸からのアクセスが可能な場所を選定できましたら、地権者等の同意をいただきながら、歩道の設置を検討していきたいと考えております。

次に、当面、坂踏切から松尾城までの整備を考えるべきではないかのご質問ですが、松尾城跡の区域は、そのほとんどが私有地となっております。また、質問の坂踏切につきまして、踏切の前後の道路も個人の所有となっております。松尾城跡に入るには、坂踏切から入って進む方が、城の構成、遺構の状況等を観察するのに、非常に優れたコースとなっておりますが、現状は、地権者の好意により通行させてもらっている状況です。坂踏切から松尾城跡までのコース上に、地権者に相談して順路の表示等を設置し、松尾城跡を見学できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 学童保育の現状をどう認識しているかのご質問でございました。本市が取り組んでおります、放課後健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭に

いない、小学校に就学している、概ね小学3年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市が、事業を実施するにあたり、余裕教室等がなかったことから、保育所や幼稚園でスタートした経緯がございます。現在は、保育所6か所、幼稚園2か所の合計8か所で実施しております。登録している人員は8か所の平均で約35名、全体で約280名となっております。また、このほかに、市独自の保育所地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを3か所の保育所で実施しております。合計で11か所、約330名の登録となっている現状があります。以上です。

**○16番議員（六反園弘）** まず、学童保育について質問をしてみたいのですが、当初、学童保育の要請は保護者からあったと思いますが、それに対して、それに取り組むところがなかったので保育園や幼稚園にお願いしたということのようでしたけれども、今の現状を見たときに、例えば、今和泉小学校区にある槌橋保育園、学校のすぐ近くにあるんですけども、この抱えている子供たちというのは、小学校3年までが主ですが、中には6年生の子もおるようです。学校近くの槌橋保育園にある、建物を別に造って、そして、そこで指導をされているんですが、今和泉小の子供や指宿小の子供がおります。指宿小の子供は1年生が終わる時刻、3年生が終わる時刻等を見て迎えに行っておるようですが、最近ですね、柳田小や丹波小の子供も迎えに行っていたので、もう少し何とかならんかということで、柳田小近くの二月田駅の近くに分園を設置して、この前行って見学をさせてもらいましたが、立派な建物を建てて、ここで、もちろん保育園児の方も面倒見てるんですが、別室にちゃんとこの小学生も面倒見るように部屋を作っております。1年生や2年生・3年生が授業終わる時刻には、今、園長が迎えに行っているようですが、各学校に迎え、柳田小の場合は、子供たちが自分で歩いてやってきます。丹波小の子供は歩いてくるわけいきませんので、園長が迎えに行くと、こういったことをやっております。それから、池田保育園は園長が話をされたんですが、これも池田からですね、魚見小の子供を下校時刻を見て迎えに行く。それから丹波小にも迎えに行っているという話です。池田小の保育園の池田保育園から、この魚見小まで迎えに行くとか、丹波小まで迎えに行くというふうな、こういったことが行われているわけです。こういった現状をですね、見るときに、今の保育園任せ、幼稚園任せでいいのか。もっと校区の子供は同じ校区内で育てる、この施策をやっぱり原則持ってやっていくべきじゃないのか。その中において、保育園がこういう形でやりましょうとか、幼稚園の方でこういう形でやりましょうというなら分かるんですが、今見ていると、子供たちというのは、小学校の1年生から3年生であったり、中には4年生、5年生がお願いされておったりですね。これにやっぱり小学校の代表とか、そういうところがここに関わって、登場してこないというのは私は不思議でならないんですよ。なぜ保育園任せ、幼稚園任せなのか。そこのところをどう考えておられるか、この現状を見たときですね。これが当たり前だという認識なのか、そこ

をお聞かせいただきたいと思います。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 現在、先ほども申し上げましたが、11か所の保育園・幼稚園で学童が行われております。この11か所のうち、8か所が校区外からの児童を預かっており、その児童数は約90名となっております。この校区外の児童につきましては、卒園した園児であることや弟や妹が入所していること、それから、保護者の通勤に便利なことなどが校区外の放課後児童クラブを利用する主な理由かと思われまます。このため、園におきましては、保護者の意向に沿うよう、校区外の児童を小学校に迎えに行くなど、安全面の確保に努めているところでございます。現在、行っております放課後健全育成事業につきましては、子育て中の保護者の就労を支援するという意味もありまして、現在の形になっているところでございます。

**○16番議員（六反園弘）** 保護者の方から言えば、子供たちが幼児の頃、中には0歳から6年間、学校に行くまでの間、保育園に頼んだということで、一番気心が知れたところをお願いという形でこういったことが、池田の保育園から魚見小や丹波小まで迎えに行くという、この実態が生まれていると思うんですが、丹波の子供はこの槌橋保育園の方でも面倒見ている、池田保育園でも見ているということを見たときですね、丹波小校区はどうなのかっていう。ここで保育園が担っていないんですね。したがって、今和泉や池田に頼まざるを得ない。丹波小校区にないわけですよ。だから私はやっぱり、原則校区で、どうこの放課後の小学生を指導していくか、遊びの指導とかいろいろ生活指導とかあるわけですが、そこを原則とすべきじゃないのか。そういう中で、保護者の方で校区が望ましいけど子供は校区外の保育園でお世話になったところに、やっぱりそっちの方に行きたい、その方が楽しいということであればですね、それはそれで認めていいと思うんです。何でもかんでも校区内でやらないっていけないということじゃないと思うんですが、原則はやはり校区内ですべきじゃないかと考えるんですが、どうお考えでしょうか。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 学童保育にまず取り組むときに、各校区に1か所ずつ程度の開設をということで目標にいたしました。丹波小学校区におきましては、コスモス幼稚園の方で実際実施しているところでございます。それで、学童保育には大きく分けて二つのメニューがございます。放課後子供教室事業というものと、現在私どもが取り組んでおります放課後児童健全育成事業というものでございます。放課後子供教室事業は、地域の子供たちすべてを対象に、放課後や週末等に小学校の空き教室等を利用して、子供たちの安心・安全な活動拠点を設けて、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行うというものでございます。それから、もう一つが放課後児童健全育成事業で、これは現在本市が取り組んでいる事業で、保護者が労働等により、昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象として、小学校の余裕教室や児童館、それから保育所等を活用して、適切な遊び場、それから生活の場を与えて、健全な育成を図るとともに、子育て中の保

護者を支援するというものがございます。議員のおっしゃるとおり、地域にあって子供を育てて支えていくということは非常に重要なことですので、現在、平成27年度から実施が予定されております、子ども・子育て支援制度におきまして、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。これらにつきまして、現在の既存の事業の在り方を精査するとともに、新制度へ向けて委員の皆様方のご意見をお伺いしながら、今後のよりよい放課後児童クラブ実施について調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

**○16番議員（六反園弘）** 私も、今、部長の言われた指宿市子ども・子育て会議、これが27年度から機能するわけですかね。26年度中にこれが設置をしていくと思うんですが、やっぱり、その中で是非、今まで保育園任せで関わっていなかったこの小学校の学校代表とか、地域にあります小学校のPTA代表とか、そういったものも入れながら、市の方で一つ大きく作ると思うんですが、そのほかに支部として、やはり、柳田校区に一つ、丹波校区に一つ、あとは山川や開聞はそれぞれ一つずつ、校区じゃなくて、そういう形でですね、市の体育祭のあの組み合わせみたいに、魚見と指宿小で一つ支部を作る、今和泉小と池田小で一つの支部を作って、これを具体的に、校区でこの学童保育を考えていくというような仕組みを実らしてほしいと、この辺も是非、検討課題にしてほしいと思いますが、いかがですか。

**○健康福祉部長（野口義幸）** 子供たちのその学童に通う足の在り方とか、様々なことがあろうかと思しますので、それらを含めまして、今後、検討してみたいと思っております。

**○16番議員（六反園弘）** はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、2項目の松尾城跡の整備ですが、やはり、全体像を明確にするためのこの調査が、非常に長くかかりますね。24年から始まって30年で大体けりがつくというような、6年から7年かかるというようなことですが、これはどこが中心になって、どなたにお願いして、調査が行われるわけですかね。

**○教育長（池田昭夫）** 松尾城の調査は、今、南九州城下研究の第一人者とあります鹿児島国際大学名誉教授の三木靖先生にお願いしております。三木先生は、先年まで鹿児島県文化財保護審議会会長も務めておられますし、山城の調査の経験が非常に豊富な方です。ほかの山城との比較も的確であり、指宿市の文化財行政の上でも貴重な存在だと考えております。

**○16番議員（六反園弘）** できるだけ早めにこの調査が終わるような方向で、是非、考えていただきたいと思えます。というのは、この調査が終わらない限り、この海岸からの歩道をどうするかということもできないと思えますが、直線的な丸太を輪切りにして、それを並べていく歩道の在り方もあると思えますが、結局、あの城の遺構の重要なものを壊すようなことがあっては何もならないと思えますので、そこを壊さないように、遠回りをしながらぐっと回るのもいいんじゃないかと思ってます。是非、そういうことでやってほしいと思えます。そういう方向で、是非ですね、この海岸からの。というのは、今、踏切を渡って、あそこに松尾崎神社というのがありますから、この外城市の信者の方で踏切を渡って通っているんで

すが、危ないですね。何回通ってもあそこ危ない、危険を感じるもんですから。国道から坂踏切の方は幾らか線路見通しが遠いですが、幾らか安全かなというのがありますけれども、それにしても踏切を通らないで行ける、また、立派な海岸側の公園があるわけですから、あの宮ヶ浜の公園を活かし、あそこに来た人たちが城が、松尾城があそこあるそうだから登ってみようかという形ですね、やはり、登るということができれば非常にすばらしい利用価値が出てくる、観光的にもすばらしいあれになると思うんです。大体もともと宮ヶ浜というところは指宿の中心地で、郡役所とかそういうのも、警察もあつたところなんです。また、江戸時代には、鹿児島からの島津の殿様の船も宮ヶ浜の港に入ったという歴史も残っているわけですので、そういった点で宮ヶ浜を、松尾城をですね、指宿に一つあるこの城跡を大いに活用して、いろんな点で光らせてほしいと思っております。先ほど言われましたが、当面、この国道側の坂踏切を利用するにしても、今のままではちょっと入っていった人がとまどうような形で、そのまま真っ直ぐ進むと畑に飛び込んだりですね、藪の中に飛び込んだりしますので、先ほど言いました道順を知らせる標識というのは、是非、作ってほしいと思います。また、今、指宿小裏のあの外城市の集落から、ちょっと危険なあの踏切を渡る、外城市踏切の踏切を渡ったところに松尾城の説明看板があるんですが、あのような内容のものを、この坂踏切を渡ってきたところにですね、あそこからすぐ右の方に入って行くわけですが、あの辺に是非、松尾城の説明看板も立ててほしいなと思います。是非、この辺ですね、案内標識とか説明板とか、そして、できたら駐車場の方も国道側に何らかの形で地権者と相談をされてできたらなど、車が4、5台駐められるような場所が確保できたらと思いますが、その辺でどうでしょうか。

**○教育長（池田昭夫）** 坂踏切からのルートの整備でございますが、今考えていますのは、まず、コース上で松尾城の所在を示す標示をいたしまして、そして次に、順路を示す標示を要所要所に示しまして、空堀や曲輪等を示す名称等も標示したいと考えております。しかし、松尾城跡は民有地でございますから、地権者に相談しながら進めたいと考えております。また、途中に踏切もございますので、安全を周知する標示も書き添えることといたしております。

**○16番議員（六反園弘）** 時間もあまりありませんので、それじゃ、最後の3番目の変える勇氣、変わる勇氣に入っていきます。市長に答弁いただきたいと思いますが、市長がこのマニフェストの中で、市民の声を集約してそれを実行に移すだけの施策であれば、これは誰でもできることだと。それは本当の政治家の資格としては、ちょっとまだ物足りないんじゃないか。自ら考え努力して様々な知識と手法を取り入れながら、政策を提案してこそ本当の政治家だと、こういうふうには述べられていますが、市長が提案して実行できたっていうのは、先ほどいろいろ述べられましたが、端的に言ってどういうことだったのか、伺います。

**○市長（豊留悦男）** まさしく市民の声に謙虚に耳を傾け、そして、それを施策に生かし行動と

して取り組むと。それは私に課せられた大きな課題でもありますし、基礎自治体が果たすべき役割かと思えます。そういう意味で、私は就任の時に、議会と行政が両輪となって様々な課題に果敢に取り組みたいという話、そういう趣旨の話もさせていただきました。市民の声、それはまさしく今、議員のおっしゃっている松尾城もそうでしょう。これは、議員は市民の声を代弁し、改革のための、または実施のための様々な提言を、この本会議場でいろいろ執行部と意見を交換する場でもあろうと思っております。そういう意味では、特に、議員の方々いろいろな思いというのは真摯に受けとめたつもりでもございます。松尾城の件じゃございませんけれども、議員が、松尾城に対する並々ならぬ思いがあるというのは重く受けとめております。そういうもの等を含めて、今後、行政施策の一つに、重要施策の一つに加えなければならないと思っております。教育長の答弁を聞きながら、史跡としての保存・活用はどうあるべきかということについても、議員の思いも重く受けとめました。即ち、議員の今の思いは市民の思いでもあるという、そういうとらえ方をしておりますので、今後とも市民の声に謙虚に耳を傾けて、いろいろな施策に変わる勇気を持って取り組むたいという、私の政治信念は変わらないところでございます。

**○16番議員（六反園弘）** 私の質問に対してとらえ方がちょっと違ったんじゃないか思います。というのは、市長はですね、市民の声を集約して施策に入れるだけでは、これはもう普通の、通り一遍の市長なんだと。やはり、自らがもっと主体的に、指宿を変えようということで、自ら培ってきた知識、そして技法、そういうのを取り入れて提案をしていく、そこができてこそ本当の政治家なんだということを言われているので、その点で私が市民の声もちろんだけど、それ以外に自分として培ってきたもので提案をして、施策に乗せてきたのは何だかことを、そののところがちょっと聞いたかったんですが。

**○市長（豊留悦男）** 具体的な事業にどのように活かしたかという観点で、答弁をさせていただきたいと思えます。これまでの議会の中でも度々質問をいただきました。健康という面ではSWCという構想の中で、健康寿命を延ばすための施策を積極的に打ってまいりました。そして、スポーツ合宿を含めた観光誘致にも、陸上競技場の全天候制、そして、利用者の便に供するためのトイレの改修等を積極的に行ってまいりました。これはまさしく、私の目指す指宿、その具現化を図るための一つの事業の成果でもございます。そういう意味で、自ら、即ち、私が市長として実現すべき事業というものについても、幾つか実現できたと思っております。

**○16番議員（六反園弘）** もう一つ市長は述べられている中ですね、何より大事なことは市民に優しい政治、これが大事なんだと。そういう点ではどの施策が該当するのか、ちょっとお聞きいたします。

**○市長（豊留悦男）** マニフェストの検証大会のような場にしたいはございませんけれども、具体的にどの事業が市民に優しい事業だったのかということであろうと思えます。一つは、ご

く、今回の議会で皆さんにお願いをしました産み育てることができる指宿市にしたいということで、産科医療の充実を図ったということも一つでもございましょう。あと、子供の医療費の問題も、十分ではないというお考えもありましょうけれども、子供を育てる環境づくり、まさしく市民に優しいという意味で、事業として取り組んだつもりでもおります。そのほか、子供たちの教育環境を守るために、すばらしい環境の下で勉強や運動に励んでいただくために、市内すべての学校の校庭の改修もしてまいりました。これも市民に、つまり子供たちに優しいそういう施策を打ってきたつもりでおります。

**○16番議員（六反園弘）** あと幾つかありますが、時間がもう迫ってきておりますので、市役所が、市民に役立つところであり、市の職員も地域や社会にもっと出て、役立つ人間になってほしいということでのいろんな形は、市の職員を見たときに私はそのとおり、大きく動き出しているなという感じは持っております。

最後に、市長が2期目を目指しているわけですが、2期目の努力点として考えていることを1・2、述べていただければと思います。

**○市長（豊留悦男）** それなりに事業の展開としての仕込み、まさしくその基盤作りはこの1期目でやってきたと思っております。次は、動、まさしく動くときだと、そういう気持ちで私は次期の市長選に立候補したいと、それを表明したところでございます。

**○議長（森時徳）** これにて、一般質問を終結いたします。

### △ 散 会

**○議長（森時徳）** お諮りいたします。

12月12日及び13日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、12月12日及び13日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 浜 田 藤 幸

議 員 高 橋 三 樹

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成25年12月18日午前10時00分

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第81号 指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第82号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第83号 指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第5 議案第84号 指宿市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第6 議案第85号 指宿市社会教育委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第86号 指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について
- 日程第8 議案第87号 平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第9 議案第88号 平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第89号 平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第90号 平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第91号 平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第92号 平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第93号 平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 審査を終了した陳情（陳情第7号）
- 日程第16 閉会中の継続審査について（請願第2号，陳情第6号）
- 日程第17 議案第94号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第18 決議案第1号 指宿市議会議員の政治倫理に関する決議（案）
- 日程第19 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちよ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10 番議員	中 村 洋 幸
11 番議員	前之園 正 和	12 番議員	物 袋 昭 弘
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	福 永 徳 郎
15 番議員	新川床 金 春	16 番議員	六反園 弘
17 番議員	前 田 猛	18 番議員	大 保 三 郎
19 番議員	下柳田 賢 次	21 番議員	松 下 喜久雄
22 番議員	森 時 徳		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	野 口 義 幸	産業振興部長	高 野 重 夫
農 政 部 長	池 増 広 行	建 設 部 長	三 窪 義 孝
教 育 部 長	濱 田 悟	山川支所長	森 健 一
開聞支所長	下 吉 耕 一	建設部参与	上 谷 修
総 務 課 長	廣 森 敏 幸	財 政 課 長	中 村 孝
長寿介護課長	大久保 成 人	農 政 課 長	宮 崎 英 世
水 道 課 長	永 吉 道 博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山 一幸	次長兼議事係長	岩下 勝美
主幹兼調査管理係長	鮎川 富男	議事係主査	濱上 和也

### △ 開 議

開議 午前10時14分

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び木原繁昭議員を指名いたします。

### △ 議案第81号～議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第81号、指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について、から、日程第4、議案第83号、指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第81号、指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について、議案第82号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、及び議案第83号、指宿市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第81号、指宿市温泉井検討委員会設置条例の一部改正について。条例で委員の人数は、9名以内という定めがあったと思うがとの質疑に対し、会長及び学識経験を有する者3名以内、地熱発電事業者2名、温泉井所有者の代表2名、市職員2名の9名以内の最大10名で、今回の改正により、温泉井検討委員会を、執行機関の附属機関という位置付けとし、会長を執行機関の代表である市長ではなく、市民福祉担当副市長に変更したとの答弁でした。

温泉井の調査範囲をなぜ今、全域に広げる必要があったのかとの質疑に対し、メディポリスエナジーが地熱発電を来年9月に稼働するので、問題が出て来たときに対応するため、市内全域に広げたとの答弁でした。

市内全域というかなり広範囲にしたのは、メディポリス事業以外にも、そういうものがあ

るのかとの質疑に対し、現段階では認識していないが、今後あった場合を想定して、範囲を限定せず市内全域としたとの答弁でした。

何かあった場合の検討機関だが、何らかの権限を発動することはできるのかとの質疑に対し、あくまで附属機関で、一定の調査結果を参考に、協定に基づいて、市として事業者等に要請をするなり、一定のお願いをしていくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第83号について。指宿市地域の元気臨時交付金基金は、どのようなものに使う計画かとの質疑に対し、まだ編成段階だが、吉田川、秋元川の河川事業の進捗を図るための財源や、ヘルシーランドの遊具に、今年度300万円ほど計上していたが、遊具の基礎などを確認したところ、補修では対応できないので取り壊して、来年度、新たに遊具等を設置したいと考えている。また、新設改良事業等で、起債の充当率の低いものに充てていきたいとの答弁でした。

事業が繰越しになった場合は、使ったことになるのかとの質疑に対し、事業実績に基づいて交付されるので、交付金額は決まっている。27年3月31日までに事業を完了しなかった場合には、そのお金を返さないといけないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第82号につきましては、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号から議案第83号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第84号及び議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第5、議案第84号、指宿市子ども・子育て会議条例の制定について、及び日程第6、議案第85号、指宿市社会教育委員条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第84号、指宿市子ども・子育て会議条例の制定について、及び議案第85号、指宿市社会教育委員条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第84号について。第2条に、子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織するとなっており、第2項で、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するとあり、1号から5号までありますが、子供の保護者から何人とか、学識経験者から何人という決め方はしてなく、1号から5号まで平均的に選んでくるのでしようけれども、やろうと思えば、これに違反しない範囲で偏ってもいいことになるわけで、その辺についての考え方なり、取り決めはとの質疑に対し、委員は20人以内で、任期2年と決めています。第1号委員は子供らの保護者で、保育所、幼稚園、認定子ども園に子供を預けている保護者の方々から数名選定したいと思いますが、選定に当たっては、偏りがないう地域の関係も配慮したいと思っています。2号委員の学識経験者は、指宿医師会、保健所、小学校の校長と社会福祉協議会から、3号委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで、保育所、幼稚園、子育て支援センターの関係者、手をつなぐ育成会等々から、4号、5号の地域住民の代表者、公共的団体等の代表者は、民生委員、公民館連絡協議会などの方々をお願いして、広く意見が反映されるように配慮していきたいと思っていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第85号について。項目として入るが人数は変わらないということですが、社会教育法の一部改正が行われたことからなっていますけれども、これは社会教育法の一部改正が行われたことからのみなのか、それに併せて市独自で何か別なところで変更があるのですかとの質疑に対し、これまでは法律で基準が示されていましたが、一括法の関係で、義務付け、枠付けの見直しと、条例制定権の拡大に伴って、条例で制定することになりました。これまでの基準で何ら影響はありませんでしたので、同じ基準で委員を選任していくことで

支障はないだろうと、同じ内容を条例で規定するものですとの答弁でした。

委嘱基準を条例にと変わるのですが、現在の15名の委員が変わるといふのがあつたのですかとの質疑に対し、委員が交代することはあつても、選任の基準を変える必要はないといふことで、同じ内容で定めたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号及び議案第85号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よつて、議案第84号及び議案第85号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第86号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（森時徳）** 次は、日程第7、議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第86号、指宿市天然砂むし温泉施設条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

第7条の次に使用許可の条を付け加えた理由はとの質疑に対し、都市公園については、こ

の条が入っており、後の管理がしやすいという理由で、今回この条を設けたとの答弁でした。

市民が利用する際は問題は無いかとの質疑に対し、一定の営利行為がある場合に、制限をかけた方がトラブルが少ないということで条文を整備したとの答弁でした。

砂むしの里交流広場については、砂むし温泉の指定管理者が管理もすると思うが、次年度において、委託料が出てくるのかとの質疑に対し、砂楽の附属施設という位置付けをしてる。26年度から指定管理者に維持管理を行わせたいと考えているので、委託料は発生するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（森時徳）** 次は、日程第8、議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）

について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（下柳田賢次）** 総務水道委員会に分割付託となりました議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について。光熱水費は、3月末までを想定したものだろうが、例年の総額より何%ぐらい上がった金額なのかとの質疑に対し、本年度の規定予算に対して11.5%の増になっている。九州電力が公表している値上げ率は、平均11.94%で、ほぼそれに符合するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。修繕料の内容と、車検は対象車両が増えたということかとの質疑に対し、修繕料は、消防資機材の修繕が主なもので、鰻地区の避難施設にある格納庫の上り口に段差があるための修繕である。車検の増は、本年度、池田分団と十町東部文壇の車両を更新する予定で、池田分団の車両は、9月が車検満了でしたが、財源に充当しようとしていた石油交付金の交付決定が7月にあり、入札から納品まで時間が掛かるということが判明し、やむなく車検更新をした。また、十町東部分団の車両も10月が更新で、1台1台入札するよりも同時に入札した方が安価で購入できると判断して、池田分団と同様に車検を受け、3月までに納入という形を取ったとの答弁でありました。

意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について。更新する録音機材は、何年間を想定して購入するのかとの質疑に対し、機材の耐用年数は、平均5年から10年程度と思うが、実際使っていく中で、10年以上使えるものと見込んで使用していきたいとの答弁でした。

コードレスの赤外線で本体とつながりようだが、盗聴の心配はないのかとの質疑に対し、このシステムは、マイクと受信機を委員会室内に置き、赤外線が行き交うのは委員会室内に限り、壁でシャットアウトされるため、外部への盗聴はないものと考えているとの答弁でした。

機器更新に関わる見積もりは、こういった手法を取ったのかとの質疑に対し、今回のシステム導入にあたっての見積もりは、2社から話を聞き、南九州市に数年前、同様のワイヤレス機材を入れた鹿児島に営業所があるメーカーが、実際に議員控室や議場でも使えるかデモを行い、この機器であれば対応可能だということで見積もりをいただいた金額で試算をしている。当方の考えと一致する部分を含め、料金が比較的安い方を参考に予算計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課所管分につきましては、質疑、意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。給食配送のトラック運転手を職員がということですが、特に支障はないのですかととの質疑に対し、今まで3名の事業者に委託していましたが、1事業者が廃業になり、職員での対応となったところです。その関係で調理業務が不足になり、臨時職員の勤務体系を変更して、賃金が増加になったところですよとの答弁でした。

給食配送業務の職員対応は、継続的にやっていくのか、あるいは新たに委託するのですかととの質疑に対し、給食センターの民営、業務配送委託が近いうちに始まりますので、それまでは今の職員で対応し、委託になった時点で、配送についても、調理をする者がそのまま委託になるか検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

小学校、中学校ともに要保護・準要保護児童就学援助の受給者増とあるのですが、何名増える予定ですかとの質疑に対し、小学校の補助対象者は、24年度実績を基に当初335人が、10人増の345人を見込んで25万円を、中学校は、当初225人が、8名増の233名で95万円を増額計上させていただきましたとの答弁でした。

生活実態がどうなるかということですので、年度内にも変動があることは想定できるのですが、幼稚園就園奨励費は、準要保護と比べれば所得はほとんど関係なく、人数で想定ができるのではないかという点では、650万円は大きな補正と思うのですが、対象者の増というのは具体的にどういったことなのかとの質疑に対し、幼稚園の入園者数が年々増加しています。当初予算に計上する時点で、幼稚園の就園者が想定できませんので、前年度の実績含みで計上しています。5月1日現在で、平成23年度は320人入園して、そのうち対象となった者が311名。平成24年度が330人で、実績が340人。平成25年度は362人で、入園者が前年度に比べて32名増えています。当初見込みは338人でやっていますけれども、360人のほとんど対象になるのではないかという想定と、毎年、補助限度額が国の基準によって若干引き上げられていますので、その引上げを含め、人数分プラス引上げ増によって650万円という数字になったところですよとの答弁でした。

山川中学校の水道工事は漏水で、布設から40年経過しているということですが、山川中学校の水道だけ40年経過しているのですか。ほかの小・中学校にこういうのがあるのですかとの質疑に対し、水道管は、ほとんどの学校が校舎を造ったときに布設をして、それから改修をしているところはあまりないと思います。山川中学校は、今まで簡易水道で高架水槽を使っていました。9月に小雁渡浄水場のろ過池が出来たことで、できれば高架水槽等を使いたくありませんでしたので、調査をしたところ、バルブ調整だけでできて、水圧も十分あるということでしたが、今まで使っていた高架水槽より水圧が高くなった関係上、古くなったところが漏水し、1か所を修理してもすぐその隣が漏水するというような状況でしたので、今回、配水管を布設替えした方がいいのではないかとということで、計画したところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。施設維持費が2,034万円ですが、消費税の掛からない今の時期に必要なことはやっておこうという、それなりの工事のようですねけれども、運転に支障はないのですか、運転と並行してできるのですかとの質疑に対し、経年劣化によるガス冷却室及び炉内耐火物修繕も含まれていますので、現在の計画では、3月に20日程度炉を止めて工事をする計画ですよとの答弁でした。

新ごみ処理施設整備に伴う仮設道路用地内の電柱移設ということですが、新ごみ処理場が完成した場合に、この道路部分はどうなるのですかとの質疑に対し、広域組合と打ち合わせ中では、用地取得ということではなく、今ある清掃センターの敷地内に収めるという考え方で、お借りした後は、その状態でお返しすることになりますが、境界を明白にするために、境界杭を打つ、柵をするということになるかと考えていますよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について。小規模特別養護老人ホームの事業者をこれから公募するということですが、予算が通れば、それに見合うところを探すということですかとの質疑に対し、公募は行っており、現在、2か所が手を上げているところですが、議会の承認を得られれば1事業者を選定していくという流れですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。地域医療支援講座の設置に係る金額が細かく設定されているわけですが、大学側から3か年で5,250万円だと言われて設定するのか、あるいはその内訳の説明を受けているのですかとの質疑に対し、内訳については、大学側と協議させていただき、その主なものは、支援講座の中に準教授を入れるということで、準教授及び事務員の給与及び研究費500万円、あと旅費諸費が含まれて1,750万円ということで協議していますよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、地域福祉課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第87号、平成25年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。砂むし温泉入浴記念グッズ砂吉は、観光課で製作したものかとの質疑に対し、観光大使を任命している人形作家の朝隈さんに製作をお願いし、9月30日に砂吉販売のセレモニーを実施して、砂むし会館砂楽と指宿駅の総合観光案内所で販売しているとの答弁でした。

単価と販売手数料はとの質疑に対し、販売価格は1,500円で、観光協会に支払う手数料は1件300円ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。山川町漁協と指宿漁協の両青年部が実施する予定である水産物の6次産業化を目指す事業費は、年間総額で山川町漁協、指宿漁協、それぞれ幾らかとの質疑に対し、山川町漁協が平成25年度2か月分で264万円、平成26年4月から再来年の1月までが1,420万円、指宿漁協が平成25年度2か月分で199万5千円、平成26年度分が1,026万円ですとの答弁でした。

加工する場所は、青年部がどこか場所を決め、6次産業をやっていくのかとの質疑に対し、新たに場所を構えてスタートするとの答弁でした。

将来、個人的に企業としてやるという見通しがあるのかとの質疑に対し、一本立ちできて、今回雇用する方々をそのまま継続していくのが目的だが、見通しについては不透明で、これからの勝負だと思っているとの答弁でした。

この事業を成功させていく中では、雇用若しくは新たな経営者につながることから、今後、指導は十分なされていくのかとの質疑に対し、特産品振興係という新たな係を設けているの

で、事業が成功して、大きく展開していけるように支援していきたいとの答弁でした。

意見として。特産品振興係ができて、一生懸命取り組んでいるので、企業育成を積極的にやっていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。青年就農給付金の対象者で、やめられた方はいるのかとの質疑に対し、半年ごとに審査検討会で確認しているが、現段階で途中打ち切りは発生していないとの答弁でした。

条件が満たされなくなった場合は、給付金の返納もあるのかとの質疑に対し、返納があると制度の中で決まっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。松くい虫の伐倒駆除事業は、どこを対象に、どれくらいの量を予定しているのかとの質疑に対し、場所は長崎鼻周辺、西側の大和田一帯、開聞の唐人山周辺、山川の防風林になっている戸ヶ峯周辺、開聞の望比公園の周辺です。また、池田湖周辺や通学路等の倒木による危険がある箇所等についても行い、1千立米伐倒駆除を予定ですとの答弁でした。

20数年前から松くい虫に非常に強い品種の松を、県が奨励して、指宿市にも植えていると思うが状況はどの質疑に対し、宮ヶ浜駅の前の公園と、その前を走っている市道については、スーパーグリーンさつまを植えてあり、現在のところ、松くい虫はほとんど発生していない。今後、植栽があるのであれば、スーパーグリーンさつまを使っているのではないかと考えているとの答弁でした。

開聞地域の西部地区の川の周りに松枯れ等がたくさんある。川に倒れてしまえば被害を及ぼすが、対策はどの質疑に対し、治山事業でできないか検討するとの答弁でした。

鳥獣対策費が出ているが、これで十分足りるのかとの質疑に対し、当初予算でイノシシを160頭分計上させていただいたが、9月末現在で146頭の駆除が上がってきており、今後、どれだけ発生するか分からないが、概算で60頭分の補正をお願いしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会所管分について。農業者年金は、現在、年金を掛けている方は何名で、受給されている方は何名か。また、未加入の方はどれくらいいるのかとの質疑に対し、加入者は134名で、受給者の方が556名です。未加入者の数字は把握していないが、国民年金に加入している人で、60日以上農作業に従事する人であれば加入できるので、相当数いると思うとの答弁でした。

新期の加入者はどの質疑に対し、現在4名で、9名の目標を立てているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。新しい元気臨時交付金の事業が下りたため、過疎債で予定していた河川事業費等のお金が浮いたのなら、次年度に進捗を早めるために使われていくの

かとの質疑に対し、現在、国の方には、多額な過疎債の申請が上がっているのですが、申請した額より若干減額される傾向にある。浮いた分が次年度以降に回るということは、今の時点でははっきり申し上げられないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、建設監理課、都市整備課、建築課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第88号～議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（森時徳）** 次は、日程第9、議案第88号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、から、日程第11、議案第90号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長報告を求めます。

**○文教厚生委員長（田中健一）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第88号、平成25年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第89号、平成25年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第90号、平成25年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第88号について。過年度分国民健康保険税の過誤納還付金の増200万円を詳しく説明してくださいとの質疑に対し、23年度実績に基づき300万円を当初予算に計上していましたが、多くの所得更生等があり、既に予算額以上の保険税還付が見込まれるため、200万円を計上したところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第89号及び議案第90号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号から議案第90号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第90号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第91号～議案第93号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（森時徳）** 次は、日程第12、議案第91号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、から、日程第14、議案第93号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第91号、平成25年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号、平成25年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第93号、平成25年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第92号について。電気料金のアップ率が、ほかの施設では11%程度で組まれていると聞くが、なぜ17.6%のアップ率で補正を組んだのかとの質疑に対し、唐船峡の場合、高圧電気と普通の電気がある。冷凍庫やポンプ、水銀灯は高圧電気を利用しているため、ほかの施設とはその関係で変わってくるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第93号について。マンホール位置情報の調査業務に係る経費ということだが、今までデータ化していなかったのかとの質疑に対し、今までの台帳は紙ベースで管理をしていた。今回のGPS測量により、マンホールの平面的な位置、標高を押さえて、将来的にどのような背景図にも対応できる下水道台帳図を作成するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第91号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（森時徳）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（森時徳）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号から議案第93号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号から議案第93号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情1件（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第15、審査を終了した陳情1件を議題といたします。

陳情第7号について、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました陳情第7号、国や県からの交付金または公債に頼らずに指宿市独自の財源を確保することを求める陳情、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月28日に全委員出席のもと審査をいたしました結果、趣旨自体が理解できないということから不採択にするべきと思います。という意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長（森時徳） 次は、日程第16、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

まず、総務水道委員長から目下審査中の請願第2号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議がありますので、起立により採決いたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(森時徳)** 起立多数であります。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、請願第2号を閉会中の継続審査とすることは可決されました。

次に、総務水道委員長から目下審査中の陳情第6号について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議がありますので、起立によって採決いたします。

総務水道委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(森時徳)** 起立多数であります。

よって、総務水道委員長の申出のとおり、陳情第6号を閉会中の継続審査とすることは可決されました。

#### △ 議案第94号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

**○議長(森時徳)** 次は、日程第17、議案第94号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(森時徳)** ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第94号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 決議案第1号上程

○議長(森時徳) 次は、日程第18、決議案第1号、指宿市議会議員の政治倫理に関する決議案、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○11番議員(前之園正和) 提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。公職選挙法違反容疑で徳田毅衆議院議員の親族らが逮捕、起訴され、徳洲会グループの徳洲会マナーをめぐって東京都の猪瀬知事への5,000万円問題では、都議会で百条委員会も視野に入れながら究明が始まっています。去る12月13日には、徳田毅議員の姉、スターン美千代容疑者が容疑を全面的に認め、裁判でも争わないとの報道がありました。徳洲会問題は、各方面を含めてその全容が明らかにされようとしています。また、選挙区内、つまり鹿児島2区内において、地元対策費として、地元議員らにお金がばらまかれたと報道がされております。業者や議員などが東京地検の聴取を受けたとされ、その中に指宿市議も含まれているとの報道であります。このような中で、指宿市議会として、政治倫理の向上に努める決意、市民の期待にこたえて良心と責任ある行動を取る決意を示すことは、今だからこそ、特に重要なことあります。提案をさせていただきます本決議案に対して、それぞれの議員がどのような態度を取るかは大きな市民の関心事となるでしょう。指宿市議会の良識として全員一致で可決されることを願い、最後に決議案を朗読し、提案説明とさせていただきます。

指宿市議会議員の政治倫理に関する決議案。われわれは、市民から市政に関する権能を負託された代表であるということを自覚し、人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、議員の責務を果たすこととする。われわれは、ここに市民の期待にこたえ、良心と責任ある活動を行う決意を表明し、もって、議会制民主主義の健全な発展に資するため、次のとおり決議する。

1. 議員は市民の信頼に値する、より高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に精練を持し、すべての言動が市民の注視の下にあることを認識して行動しなければならない。
2. 議員は市民の代表として、広くかつ高い見識を養い品位を保ち、本来の使命と任務の達成のため積極的に活動しなければならない。

3. 議員は政治倫理に反する事実があると疑惑をもたれたときは自らが誠実な態度をもって疑惑の解明にあたり、その責任を明確にしなければならない。

以上であります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 決議案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、決議案第1号を採決いたします。

この採決については、会議規則第71条第1項の規定により、前之園正和議員ほか2人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森時徳） ただいまの出席議員は20人であります。

投票札を配布いたします。

〔投票札配布〕

○議長（森時徳） 投票札の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（森時徳） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

〔点呼，投票〕

○議長（森時徳） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○議長（森時徳） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、会場立会人に、高田チヨ子議員、新宮領進議員、下川床泉議員を指名いたします。

よって、立会人の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（森時徳） 投票結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成20票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

〔記名投票結果〕

・賛成（白票）と投じた議員

1番 井元 伸明，2番 西森 三義，3番 浜田 藤幸，4番 高橋 三樹，  
5番 田中 健一，6番 木原 繁昭，7番 高田チヨ子，8番 新宮領 進，  
9番 下川床 泉，10番 中村 洋幸，11番 前之園正和，12番 物袋 昭弘，  
13番 前原 六則，14番 福永 徳郎，15番 新川床金春，16番 六反園 弘，  
17番 前田 猛，18番 大保 三郎，19番 下柳田賢次，21番 松下喜久雄

・反対（青票）を投じた議員

なし

よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議員派遣の件

○議長（森時徳） 次は、日程第19、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

### △ 議長あいさつ

○議長（森時徳） 平成25年第4回指宿市議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る11月25日の開会以来、本日までの24日間にわたり、平成25年度補正予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心にご審議いただき、本日、ここにすべての日程を終了し、閉会の運びとなりました。

議員各位のご協力はもとより、執行部におかれましても円滑な審議に協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。

審査の過程において議員各位から出されました意見、要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、来年2月は新市施行後3度目となる市長、市議会議員同日選挙が行われます。議員の大半の方々が再度の立候補を表明されているようでありますが、くれぐれもご自愛、ご自重のうえ奮闘され、見事当選の栄誉を勝ち取られ、全員揃って再びこの議場で相まみえすことを、心から願います。

なお、今期定例会を最後に勇退される方々もいらっしゃいますが、議会活動に精通されました先輩諸兄の長年の議会議員としての数々の輝かしい功績に、心からの経緯と感謝の意を表するものであります。皆様には今後は市民の一人として、ご指導、ご叱責をいただければ幸いです。勇退後も健康に十分留意されまして、ますますご壮健でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

今期、最後となります議会の閉会にあたり、本日まで大過なく議長の職責を全うできたことは、感無量であります。この2年間、職責の重さを常に感じる毎日でしたが、

充実した時間を過ごせました。改めて皆様に心から御礼を申し上げますとともに、指宿市政の一層の発展と指宿市議会がより一層充実強化されますことを切に願ひまして、はなはだ簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

#### △ 市長あいさつ

○議長（森時徳） この際、市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○市長（豊留悦男） 平成25年第4回市議会定例会の閉会にあたり、発言のお許しをいただき一言ごあいさつ申し上げます。

去る11月25日の開会されました第4回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提案いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会においてそれぞれ慎重なるご審議を賜り、原案どおり議決していただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

私は4年前、新指宿市の2代目の市長に就任して以来、一貫して、市役所は市民に役立つところ、を市政運営の基本理念としてまいりました。この1期4年間で取り組むべき市政の重要課題として、行財政改革、地域経済の活性化、市民福祉の充実及び協働の推進等を図ってまいりました。その間、議員の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきながら、概ねその目的を達成できたことに対し、ありがたく思っているところであります。今後も健幸のまちづくり事業を推進していくなど、残された課題等に全力を傾けて取り組んでいく所存でありますので、ご協力方よろしくお祈りを申し上げます。

さて、今期をもって勇退される議員の方もいらっしゃるのではないかとと思いますが、長年にわたる議員活動の中での数々のご功績に対し、心より敬意を表し、厚くお礼を申し上げます。任期満了直前にあたり感慨深いものもあろうかと拝察いたしますが、今後ともご健康に十分留意され、引き続き指宿市政発展のために温かいご指導、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方のご健闘とご活躍を心からお祈り申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（森時徳） これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成25年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 田 中 健 一

議 員 木 原 繁 昭

## 議 員 派 遣 書

平成25年12月18日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成26年1月17日(1日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか20人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

## 決議第1号

### 指宿市議会議員の政治倫理に関する決議

われわれは、市民から市政に関する権能を負託された代表であることを自覚し、人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼にこたえとともに公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に議員の責務を果たすこととする。

われわれは、ここに、市民の期待にこたえ、良心と責任ある活動を行う決意を表明し、もって、議会制民主主義の健全な発展に資するため、次のとおり決議する。

- 1 議員は市民の信頼に値する、より高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に清廉を持し、すべての言動が市民の注視の下にあることを認識して行動しなければならない。
- 2 議員は市民の代表として、広くかつ高い見識を養い品位を保ち、本来の使命と任務の達成のため積極的に活動しなければならない。
- 3 議員は政治倫理に反する事実があると疑惑をもたれたときは自らが誠実な態度をもって疑惑の解明にあたり、その責任を明確にしなければならない。

平成25年12月18日

指 宿 市 議 会